

生坂村公共施設等総合管理計画

平成 29 年 3 月策定

令和 4 年 3 月改訂

生坂村

目 次

1. はじめに	1
1.1. 計画策定の背景と目的	1
1.2. 計画改訂の趣旨	1
1.3. 計画の位置づけ	2
1.4. 計画期間	2
1.5. 対象範囲	3
1.6. 個別施設計画の策定状況	5
1.7. 過去の対策の概要	5
2. 公共施設等の現況及び将来の見通し	6
2.1. 人口の現状と見通し	6
2.2. 財政の状況と見通し	7
2.3. 公共施設等の状況と将来の更新等費用の見通し	9
2.4. 公共施設等を取り巻く課題	24
3. 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針	25
3.1. 公共施設等マネジメントの取組目標	25
3.2. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方	27
4. 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	32
4.1. 公共施設	32
4.2. インフラ資産	48
5. 公共施設等マネジメントの推進体制	50
5.1. 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有	50
5.2. フォローアップの実施方針	51
資料編	53

1.はじめに

1.1. 計画策定の背景と目的

全国の地方公共団体では、高度経済成長期に公共施設が集中的に整備され、その公共施設の建替えなどの更新時期を一斉に迎えようとしています。

また、少子高齢化の急速な進行に伴い、扶助費等の社会保障関係費は増加傾向にあり、財政状況が年々厳しさを増している中で、今後は全国的に既存の公共施設等の更新に充当できる財源は減少傾向にあります。

さらに、人口減少等によって既存の公共施設に対する需要が変化していくことが予想されることも踏まえ、公共施設等の状況を把握するとともに、適正な供給量や配置を実現することが、全国共通の課題となっています。

このような状況を踏まえ、国においては、「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」(平成25年6月14日閣議決定)における「インフラの老朽化が急速に進展する中、『新しく造ること』から『賢く使うこと』への重点化が課題である。」との認識のもと、平成25年11月に「インフラ長寿命化基本計画」が策定されました。

そして、平成26年4月に、国から各地方公共団体に対して、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するために、「公共施設等総合管理計画」(以下、「総合管理計画」という。)の策定に取り組むよう要請がありました。

本村においても公共施設等の老朽化が進み、改修や建替えが必要な時期を迎えようとしています。また、財政面においては、今後も厳しい財政運営となることが想定されます。

このような背景の中、平成29年3月には、公共施設等を取り巻く現状や将来にわたる課題等を客観的に整理し、長期的な視点を持って公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進することを目的として、「生坂村公共施設等総合管理計画」を策定しました。

この計画を実施するために、平成30年3月には「橋梁長寿命化修繕計画」を策定し、令和3年3月には「生坂村公共施設個別施設計画」、「生坂村学校施設長寿命化計画」を策定しました。

この間、国においては、平成30年2月に「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改訂について」を、令和3年1月に「令和3年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について」を公表し、総合管理計画に個別施設計画の内容を反映すること、施設の維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込みを組み込むことなど総合管理計画の不断の見直しが求められています。

1.2. 計画改訂の趣旨

今回の改訂は、本村における個別施設計画の策定状況を踏まえ、国からの要請に沿い、総合管理計画の策定から約5年経過することから、更なる公共施設等マネジメントを推進することを目的に改訂するものです。

1. 3. 計画の位置づけ

本計画は、国の「インフラ長寿命化基本計画」や村の「総合計画」等を踏まえて策定するものです。本村の今後の公共施設等の管理に関する「基本的な方針」を示すものであり、個別施設ごとの具体的な対応方針を定めた個別施設計画の指針となるものです。

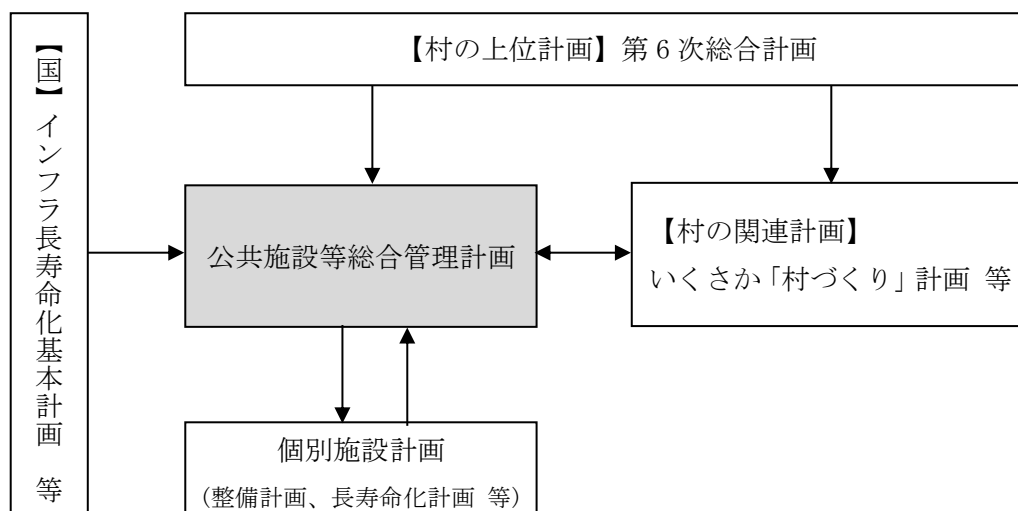


図 1-1 計画の位置づけ

1. 4. 計画期間

公共施設等マネジメントの推進においては、中長期的な視点が不可欠であるため、平成 29 年度（2017 年度）から令和 38 年度（2056 年度）までの 40 年間を計画期間とします。

なお、概ね 10 年ごとに見直すことを基本とし、今後の上位計画などを見直しや社会情勢の変化などの状況に応じて、適宜見直しを行います。

1.5. 対象範囲

本計画の対象は村有財産のうち、公共施設等（公共施設及びインフラ資産）とします。

公共施設については、住民文化系施設、社会教育系施設、スポーツ・レクリエーション系施設などの12分類、インフラ資産については道路、農道、林道、橋りょう、簡易水道、農業集落排水、合併浄化槽の7分類を対象として、現状等の把握や適正な施設管理の基本的な方針を検討します。

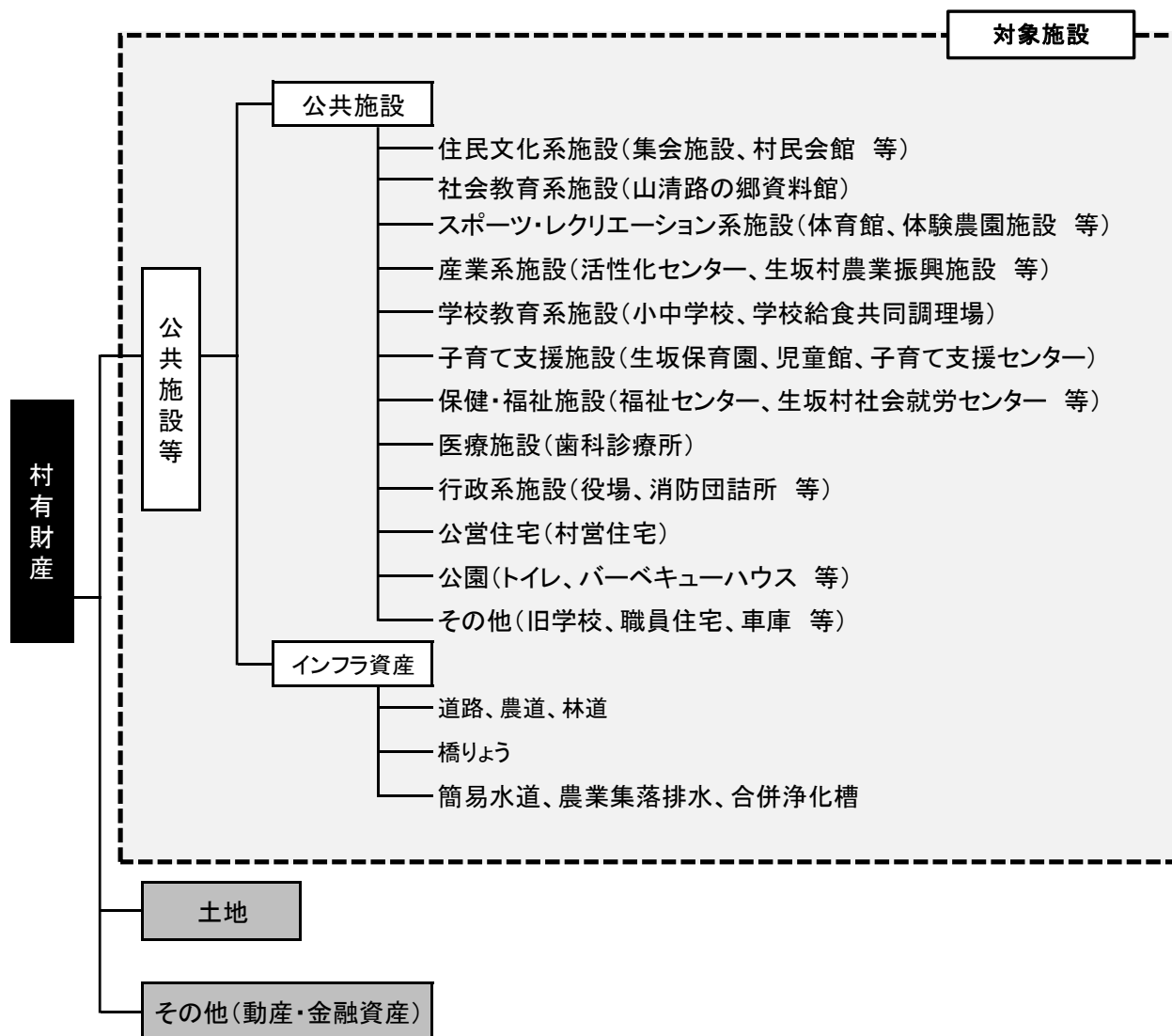


図 1-2 対象範囲

表 1-1 公共施設一覧

大分類	中分類	施設名
住民文化系施設	集会施設	南部交流センター、会生活改善センター、生坂村中山間地域特別農業農村対策事業関屋農村コミュニティ施設、山村振興等農林漁業特別対策事業農林漁家婦人活動施設、日岐生活改善センター、大日向生活改善センター、会生活改善センター、小立野多目的集会施設、木材ふれあい体験館、中山間地域特別農業農村対策事業草尾交流促進施設、若者コミュニティセンター、小舟コミュニティセンター、大日向高齢者センター
	文化施設	村民会館
社会教育系施設	博物館等	山清路の郷資料館
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	生坂海洋センター、体育館、運動場管理棟、クラブハウス
	レクリエーション施設・観光施設	都市住民交流体験施設、体験農園施設
産業系施設	産業系施設	活性化センター、生坂村農業振興施設、生坂村活性化施設いくさかの郷、生坂村農産物集出荷施設
学校教育系施設	学校	生坂小学校、生坂中学校
	その他教育施設	学校給食共同調理場
子育て支援施設	幼稚園・保育園・こども園	生坂保育園
	幼児・児童施設	児童館、子育て支援センター
保健・福祉施設	高齢福祉施設	デイサービスセンター、生坂村高齢者生活福祉センター、認知症対応型デイサービスセンター、福祉センターやまなみ荘
	保健施設	健康管理センター
	その他社会保険施設	生坂村社会就労センター、小立野分場、宇留賀分場、生坂村古坂地区介護予防拠点施設
医療施設	医療施設	歯科診療所
行政系施設	庁舎等	役場
	その他行政系施設	小立野部詰所、下生野部詰所、日岐部詰所、上生坂部詰所、草尾部詰所、下生坂部詰所、大日向部詰所、宇留賀部詰所、水道倉庫
公営住宅	公営住宅	下生野住宅、下生野団地、大原団地、日岐団地、中村第一団地、中村第2団地、上生坂住宅、上の平住宅、中村団地、古坂厚生住宅、卒倒坂住宅、日岐宮の上団地、石原団地
公園	公園	農村公園準備休憩公園、生坂村高津屋森林公園、山清路公園、イチョウ公園、水鳥公園、スカイスポーツ公園
その他	その他	旧南小学校、大原教員住宅、上の原住宅、山清路東屋、生坂村農産物加工施設、草尾下請等共同作業施設、農作業準備休憩施設、生坂村旧浄水場、中山間地域特別農業農村対策事業大日向農産物直売所、生坂村薪ステーション、生坂村村営バス車庫、防災無線中継局、古坂部車庫、生坂村移住者田舎体験ハウス、上生坂バス停、山清路バス停、上生坂住宅

令和3年度末時点

1. 6. 個別施設計画の策定状況

総合管理計画に基づき策定した施設分類ごとの個別施設計画は、下表に示すとおりです。

表 1-2 個別施設計画一覧

施設分類	計画名称	策定・改訂年月	計画期間
公共施設	生坂村公共施設個別施設計画	令和3年3月	令和3年度～令和38年度
	生坂村学校施設長寿命化計画	令和3年3月	令和3年度～令和38年度
橋りょう	橋梁長寿命化修繕計画	平成30年3月	令和元年度～令和10年度

1. 7. 過去の対策の概要

(1) 安全確保、点検・診断の取組

- 従来どおりの法定点検や消防設備点検、保守点検等に加え、「生坂村公共施設個別施設計画」、「生坂村学校施設長寿命化計画」の対象施設については、劣化調査を実施しました。
- 劣化調査をもとに、建物ごとに劣化度の評価を行い、その評価結果は、改修や更新の優先度、改修や更新の時期及び費用の平準化を検討するための基礎資料として活用しています。
- 不具合等が発見された場合は、修繕や応急措置等により、安全を確保しています。

(2) 維持管理・修繕・更新等に関する取組

- 施設の機能の維持・向上等を目的に、以下の施設について、大規模改修等を実施しています。

表 1-3 主な大規模改修等の実施状況

施設名称	目的	工事概要	実施年度
村民会館	維持	避難施設改修工事	令和2年度
生坂海洋センター	維持	体育館天井非構造部材耐震化工事	平成30年度
体育館	維持	耐震改修工事	平成30年度
生坂保育園	向上	保育園未満児室増築工事	令和2年度
日岐詰所	向上	リニューアル工事	平成29年度

(3) 指定管理者制度の導入実績

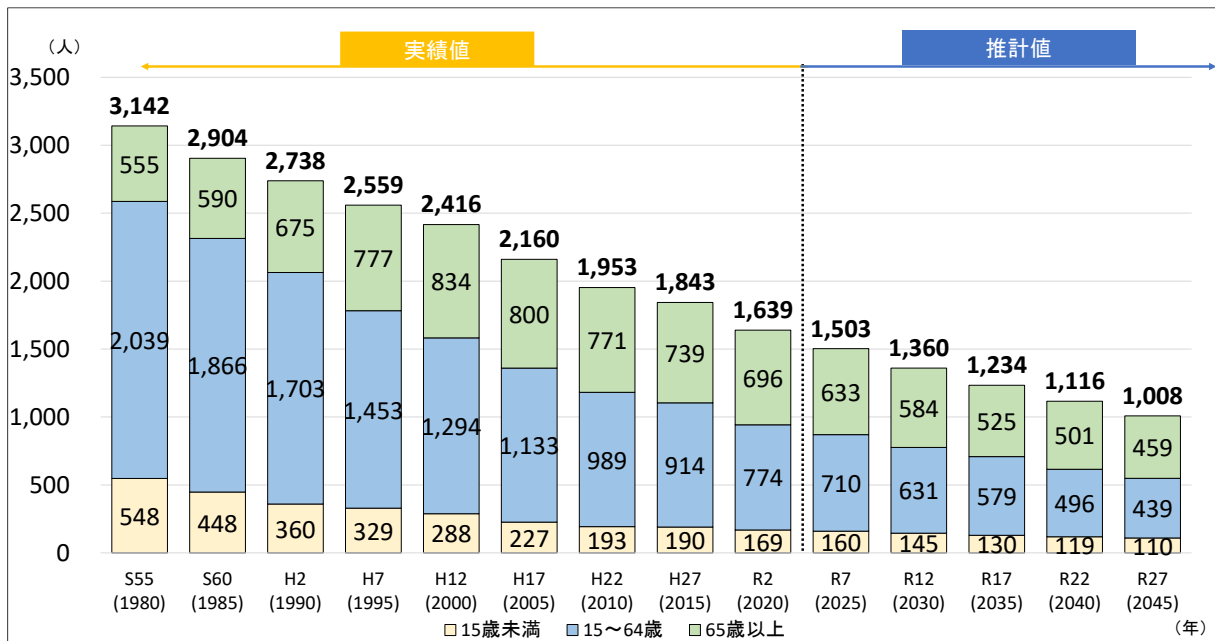
- 山清路の郷資料館は、令和元年度から指定管理者制度を導入し、宇留賀区が施設管理をおこなっています。

2. 公共施設等の現況及び将来の見通し

2.1. 人口の現状と見通し

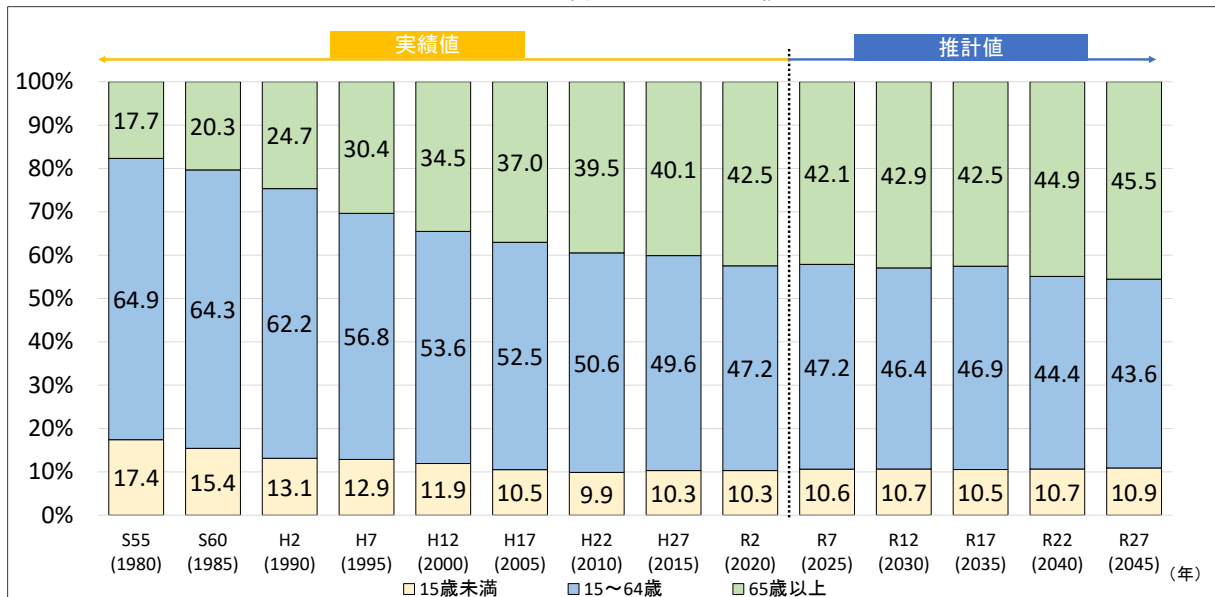
本村の総人口は、一貫して減少傾向を示しています。「生坂村 まち・ひと・しごと創生 総合戦略」によると、令和27年には、令和2年から約38%減の1,008人になると予測されています。

年齢3区分別の人口比率をみると、令和2年における15～64歳人口は47.2%、65歳以上人口は42.5%ですが、令和27年には15～64歳人口が43.6%に低下し、65歳以上人口は45.5%に上昇するなど、将来はさらに高齢化が進行する見込みです。



出典：実績値は国勢調査、推計値は「生坂村 まち・ひと・しごと創生 総合戦略」

図 2-1 将来人口の推移



出典：実績値は国勢調査、推計値は「生坂村 まち・ひと・しごと創生 総合戦略」

※端数処理の関係で合計が一致しない場合がある。

図 2-2 将来人口における年齢3区分別人口比率

2.2. 財政の状況と見通し

(1) 歳入（普通会計）

本村の歳入（普通会計）の状況をみると、令和2年度を除き、21億円前後で推移しています。令和2年度の総額は約24.8億円となっていますが、これは新型コロナウイルス感染症対策に対する国庫支出金が他の年度に比べて高くなったためです。

地方税収入は歳入総額の1割弱であり、地方交付税や国・県の支出金に大きく依存している状況であることから、今後も厳しい財政運営が続く見込みです。

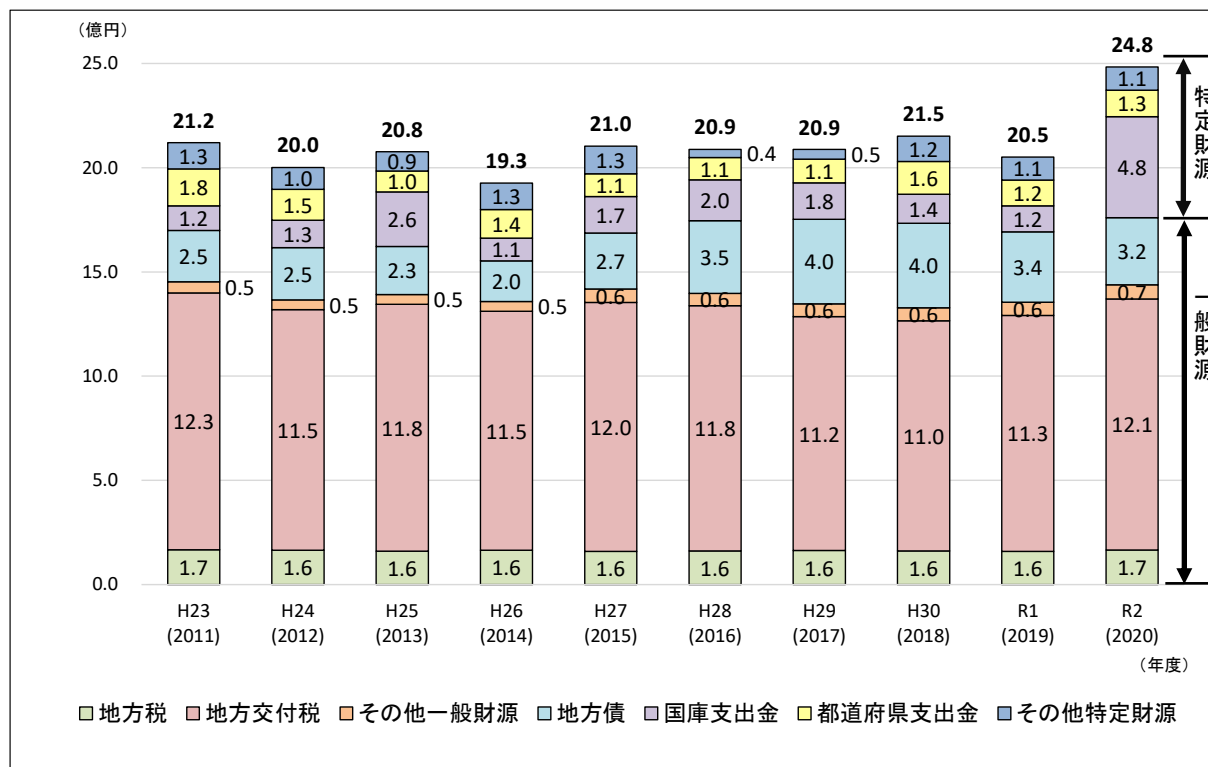


図 2-3 歳入（普通会計）の推移

※端数処理の関係で合計が一致しない場合がある。

※一般財源：いかなる経費についても使用できる収入。地方税、地方交付税、地方譲与税、地方特例交付金。

※地方税：地方税法・条例により地方公共団体が徴収する税。住民税（個人、法人）、固定資産税、軽自動車税等。

※地方交付税：地方公共団体の自主性を損なわずに、地方財源の均衡化を図り、かつ地方行政の計画的な運営を保障するために、国税のうち、所得税、法人税、酒税、消費税及びたばこ税のそれぞれ一定割合の額を、国が地方公共団体に対して交付するもの。

※特定財源：一定の用途にのみ使用できる収入。国庫支出金、都道府県支出金、地方債等。

※国庫支出金：国と地方公共団体の経費負担区分に基づき、国が地方公共団体に対して支出する負担金、委託費、特定の施策の奨励又は財政援助のための補助金等。

※都道府県支出金：都道府県の市町村に対する支出金。都道府県が自らの施策として単独で市町村に交付する支出金と、都道府県が国庫支出金を経費の全部又は一部として市町村に交付する支出金（間接補助金）とがある。

※地方債：地方公共団体が資金調達のために負担する債務で、その返済が一会計年度を超えて行われるもの。地方債を起こすことを起債という。

(2) 歳出（普通会計）

本村の歳出（普通会計）の状況を見ると、令和2年度を除き、21億円前後で推移しています。令和2年度の歳出総額は約27.2億円となっていますが、これは新型コロナウイルス感染症対策における特別定額給付金等により補助費等が他の年度に比べて高くなったためです。

高齢化の進行等に伴う扶助費の増加や、依存財源で賄っている状況を踏まえると、今後の公共施設等の維持に要する費用を現在の水準で確保していくことが困難となる見込みです。

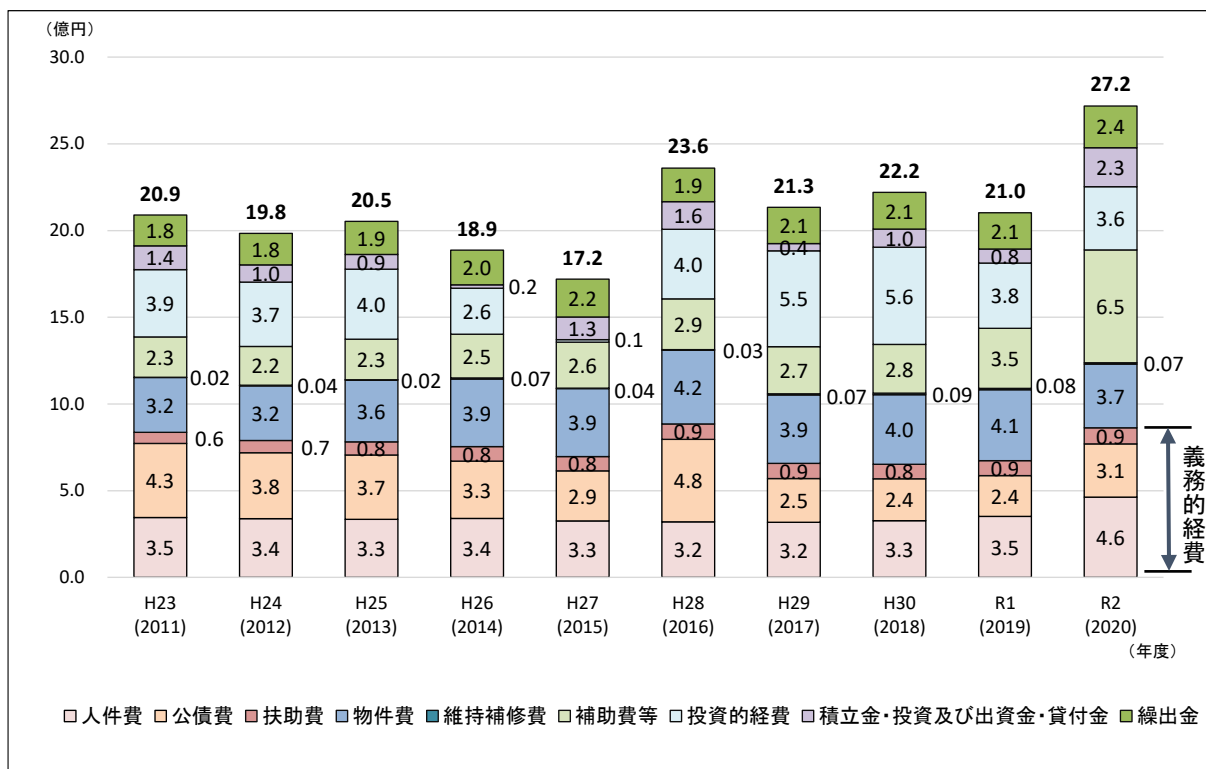


図 2-4 歳出（普通会計）の推移

※端数処理の関係で合計が一致しない場合がある。

※人件費：職員給、地方公務員共済組合等負担金、退職金、委員等報酬、議員報酬手当等。

※公債費：地方公共団体が発行した地方債の元利償還等に要する経費。

※扶助費：社会保障制度の一環として地方公共団体が各種法令（生活保護法、児童福祉法、老人福祉法等）に基づいて実施する給付や、地方公共団体が単独で行っている各種扶助に係る経費。

※物件費：人件費、維持補修費、扶助費、補助費等以外の地方公共団体が支出する消費的性質の経費の総称。職員旅費、備品購入費、委託料等。

※維持補修費：公共用施設等の維持に要する経費。

※補助費等：他の地方公共団体や国、法人等に対する支出。報償費、負担金・補助金等。

※投資的経費：道路、橋りょう、公園、学校、公営住宅の建設等社会資本の整備等に要する経費であり、普通建設事業費、災害復旧事業費及び失業対策事業費から構成されている。

※積立金：財政運営を計画的に行うため、または財源の余裕がある場合に積立てる経費。

※投資及び出資金・貸付金：公益上の必要性による会社の株式の取得などに要する経費。財団法人設立の際の出捐金や、開発公社などへの出資金。地域住民の福祉増進を図るため、地方公共団体が直接あるいは間接に現金の貸付を行うための経費。

※繰出金：普通会計と公営事業会計との間又は特別会計相互間において支出される経費。

※義務的経費：地方公共団体の歳出のうち、任意に削減できない極めて硬直性が強い経費。人件費、扶助費、公債費。

2.3. 公共施設等の状況と将来の更新等費用の見通し

(1) 公共施設の状況

①施設の保有状況

本村の公共施設の保有量は 87 施設であり、延床面積は約 3.8 万㎡となっています。延床面積の内訳をみると、学校教育系施設が最も多く全体の約 25%を占めています。次いで、保健・福祉施設（約 16%）、公営住宅（約 14%）が多くなっています。

施設分類	策定時(H28時点)				改訂時(R3時点)				差分	
	施設		延床面積		施設		延床面積		(施設数)	(㎡)
	(施設数)	(%)	(㎡)	(%)	(施設数)	(%)	(㎡)	(%)		
住民文化系施設	13	15.5	3,867	11.0	13	14.9	3,867	10.3	0	0
社会教育系施設	1	1.2	154	0.4	1	1.1	154	0.4	0	0
スポーツ・レクリエーション系施設	6	7.1	3,581	10.2	6	6.9	3,581	9.5	0	0
産業系施設	2	2.4	936	2.7	4	4.6	2,223	5.9	2	1,287
学校教育系施設	3	3.6	9,035	25.7	3	3.4	9,272	24.7	0	237
子育て支援施設	2	2.4	1,531	4.4	3	3.4	1,831	4.9	1	300
保健・福祉施設	8	9.5	5,910	16.8	9	10.3	6,005	16.0	1	95
医療施設	1	1.2	212	0.6	1	1.1	212	0.6	0	0
行政系施設	10	11.9	1,707	4.9	10	11.5	1,740	4.6	0	33
公営住宅	13	15.5	4,623	13.2	14	16.1	5,221	13.9	1	598
公園	6	7.1	1,012	2.9	6	6.9	1,012	2.7	0	0
その他	19	22.6	2,583	7.3	17	19.5	2,397	6.4	-2	-186
合計	84	100.0	35,151	100.0	87	100.0	37,515	100.0	3	2,365

表 2-1 公共施設の施設数と施設規模

※端数処理の関係で合計が一致しない場合がある。

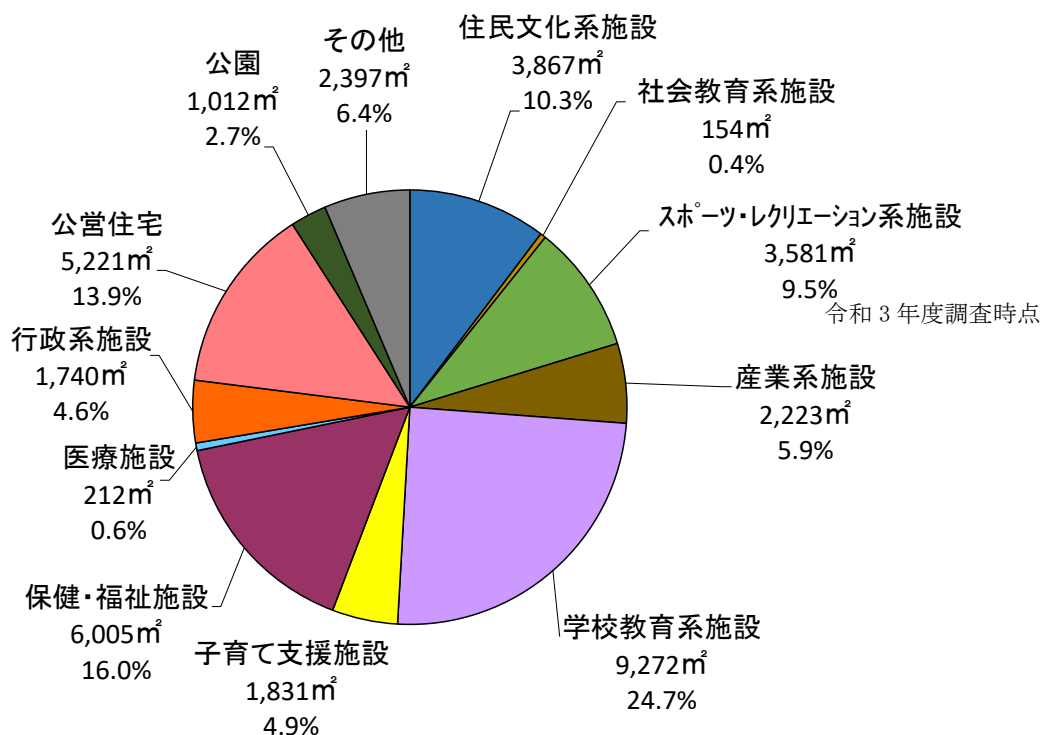


図 2-5 公共施設の施設分類別延床面積

②老朽化の状況

本村では、これまで住民需要などに対応するために、学校、集会施設、公営住宅、スポーツ施設などの様々な公共施設の整備を進めてきました。

建築後30年以上経過している施設が約48%を占めており、老朽化が進行しています。一般的に、建築後30年程度で大規模改修、60年程度で更新（建替え）が必要とされており、今後、これらの公共施設の更新等が集中することが見込まれます。

これまでも、更新（建替え）や大規模改修を実施してきましたが、今後も老朽化対策を講じていく必要があります。

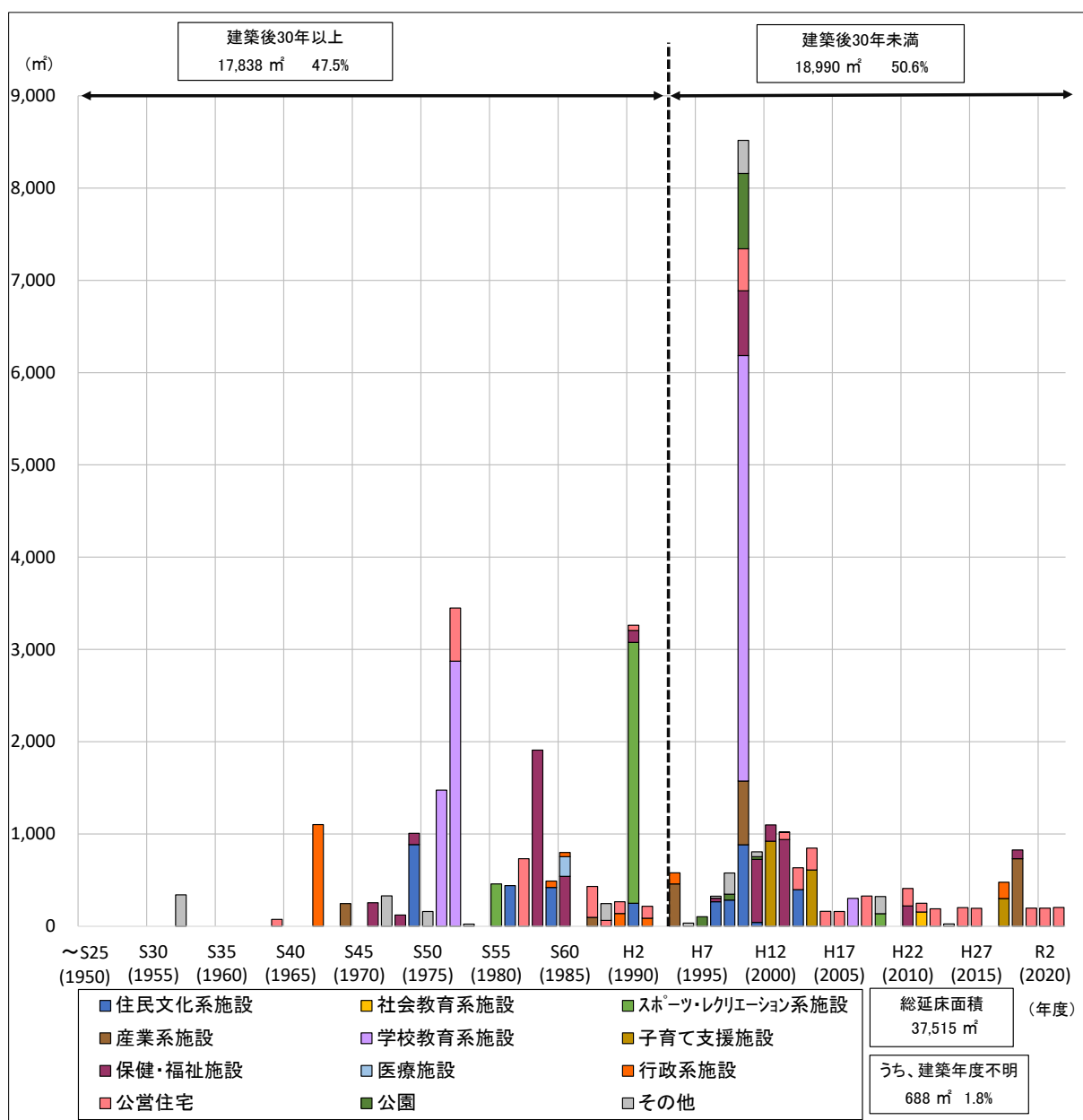


図 2-6 公共施設の建築年度別延床面積

③耐震化の状況

新耐震基準の公共施設の延床面積は、全体の約74%を占めています。また、旧耐震基準は全体の約24%を占めています。

耐震化の状況を施設分類別にみると、スポーツ・レクリエーション系施設では、耐震性を満たしていない施設の割合が高い状況です。

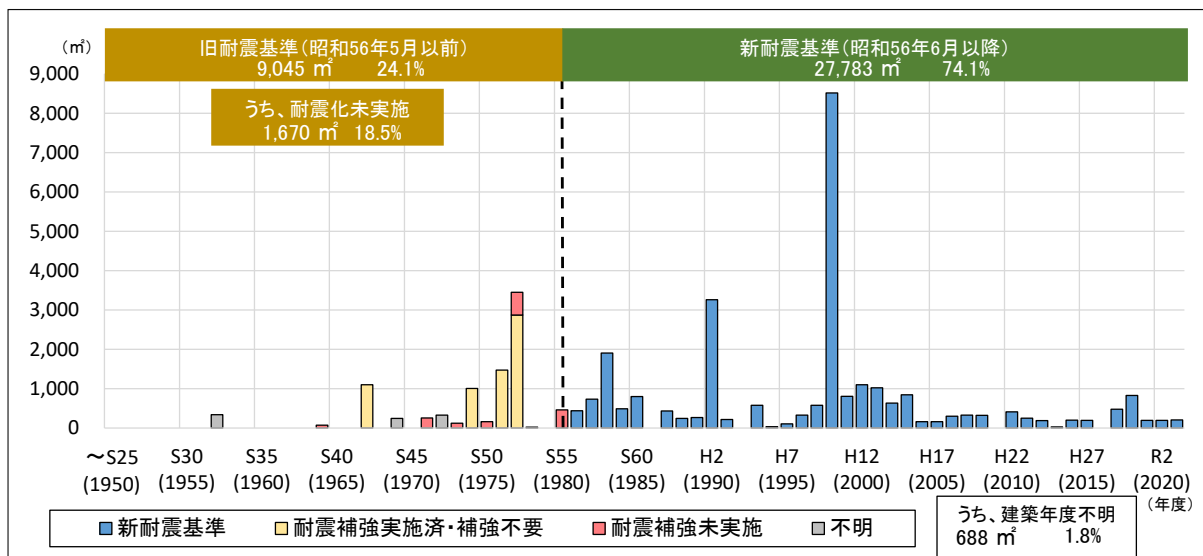


図 2-7 建築年度別の耐震化状況 (延床面積ベース)

※端数処理の関係で合計が一致しない場合がある。

※旧耐震基準：建築物の設計において適用される地震（中地震：震度5程度）に耐えることのできる構造の基準で、昭和56年5月31日以前の建築確認において適用されていた基準。

※新耐震基準：建築物の設計において適用される地震（大地震：震度6強）に耐えることのできる構造の基準で、昭和56年6月1日以降の建築確認において適用されている基準。

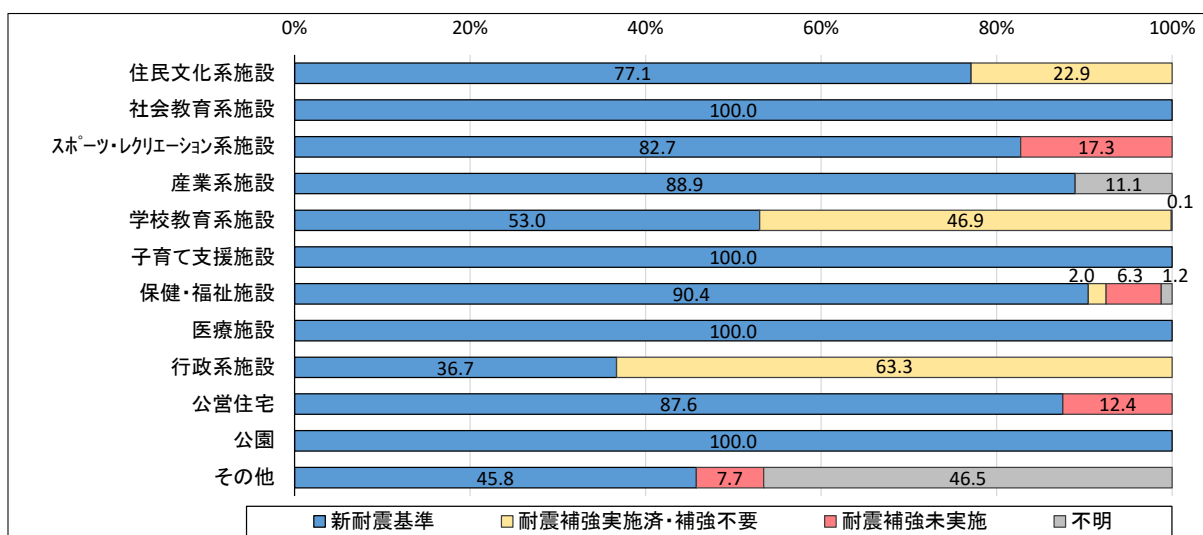
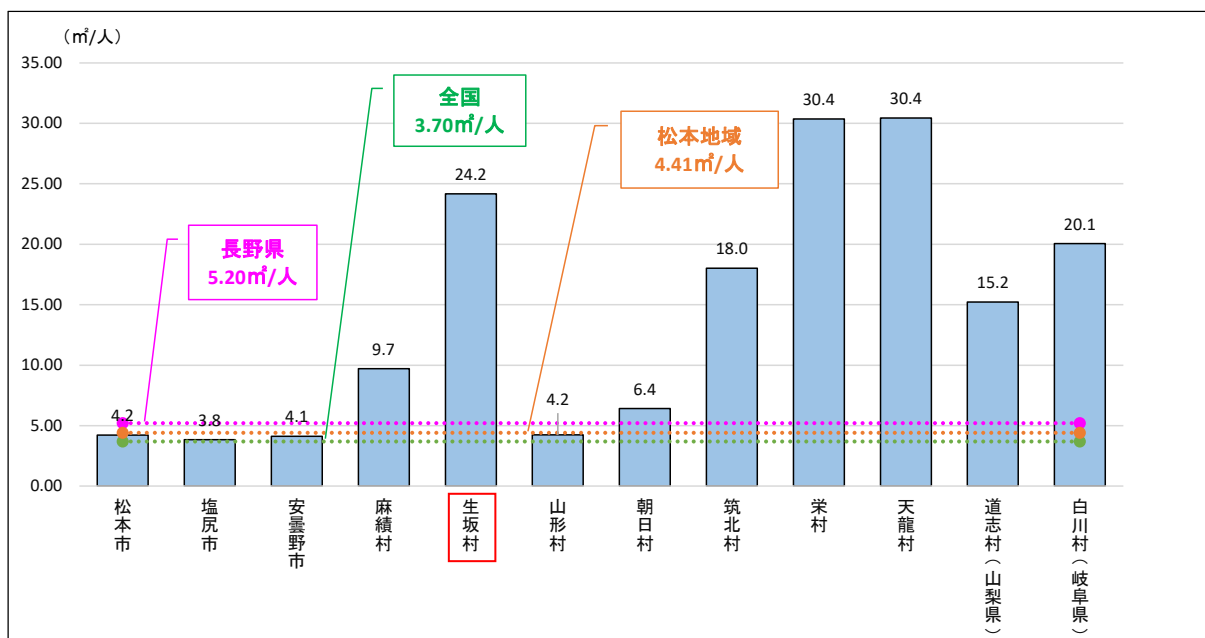
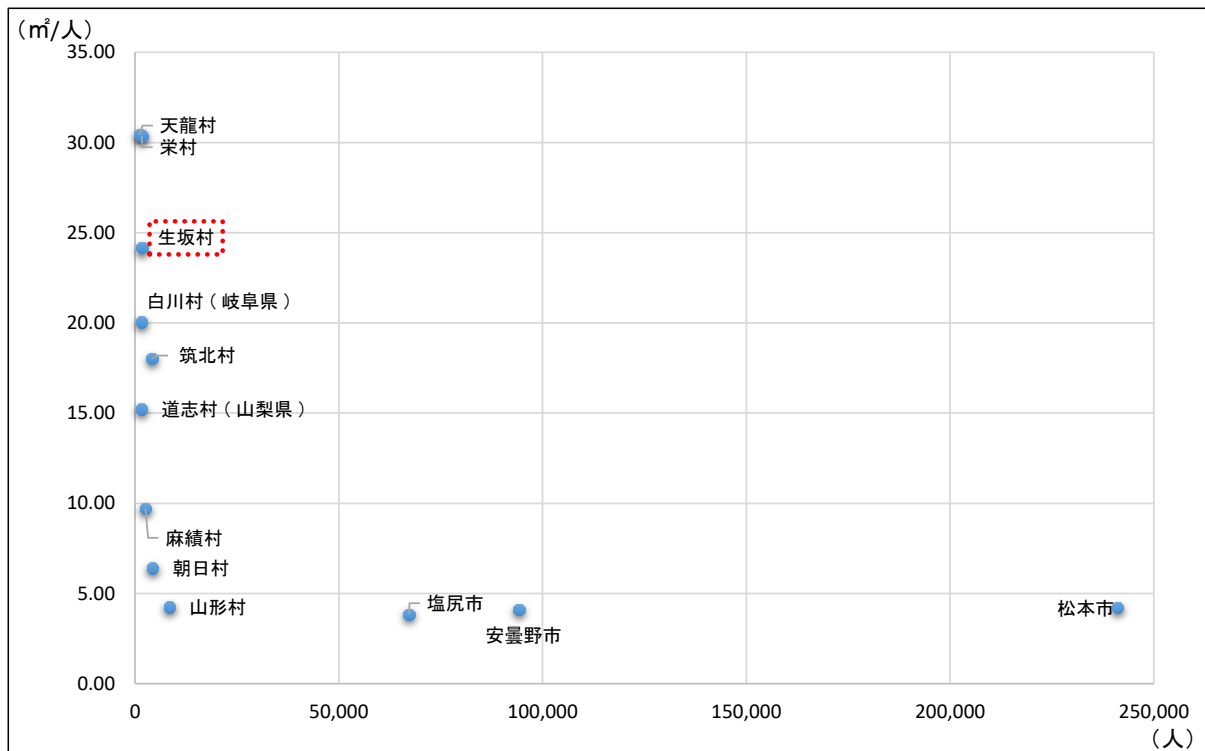


図 2-8 施設分類別の耐震化状況 (延床面積ベース)

※端数処理の関係で合計が一致しない場合がある。

④他自治体との比較

他自治体と比較すると、本村の公共施設の1人当たり延床面積は約24.2㎡/人であり、全国(約3.7㎡/人)、長野県(約5.2㎡/人)、松本地域(約4.4㎡/人)を大幅に上回っています。これは、本村が山間部に位置し、各地区に公共施設が必要であることが要因と考えられます。同様に、山間部の人口規模が同等の自治体には、本村の値を上回っている自治体もみられます。



出典：公共施設の延床面積：総務省「公共施設状況調（令和元年度）」
人口：総務省「国勢調査（令和2年）」

図 2-9 公共施設の1人当たりの延床面積の比較

※P.6の人口及びP.9の公共施設の延床面積とは出典が異なる。

※松本地域：松本市、塩尻市、安曇野市、麻績村、生坂村、山形村、朝日村、筑北村

(2) インフラ資産の状況

インフラ資産は、生活や産業の基盤であり、安全な暮らしを支えるうえで必要不可欠な施設です。これまで多くの施設を整備してきましたが、老朽化が進んでおり、順次更新の時期を迎えようとしています。

本村の主なインフラ資産の保有状況は以下のとおりです。

表 2-2 インフラ資産の保有状況

分類	種別	数量		差分
		策定時 (H28 時点)	改訂時 (R3 時点)	
道路	一級村道	7.1 km	7.1 km	0.0 km
		50,443 m ²	50,443 m ²	0 m ²
	二級村道	22.0 km	22.0 km	0.0 km
		95,856 m ²	95,676 m ²	-180 m ²
	その他の村道	190.2 km	190.8 km	0.6 km
		466,160 m ²	468,455 m ²	2,295 m ²
	計	219.4 km	219.9 km	0.5 km
		612,458 m ²	614,574 m ²	2,116 m ²
農道		8.7 km	9.1 km	0.4 km
林道		17.4 km	16.1 km	-1 km
橋りょう	63 橋		62 橋	-1 橋
	5,463 m ²		5,447 m ²	-16 m ²
簡易水道	管路	49.7 km	49.8 km	0.1 km
	水道施設	33 施設	33 施設	0 施設
		494 m ²	494 m ²	0 m ²
農業集落排水	管路	18.0 km	18.0 km	0 km
	農業集落排水施設	3 施設	3 施設	0 施設
		398 m ²	398 m ²	0 m ²
合併浄化槽		260 基	260 基	0 基

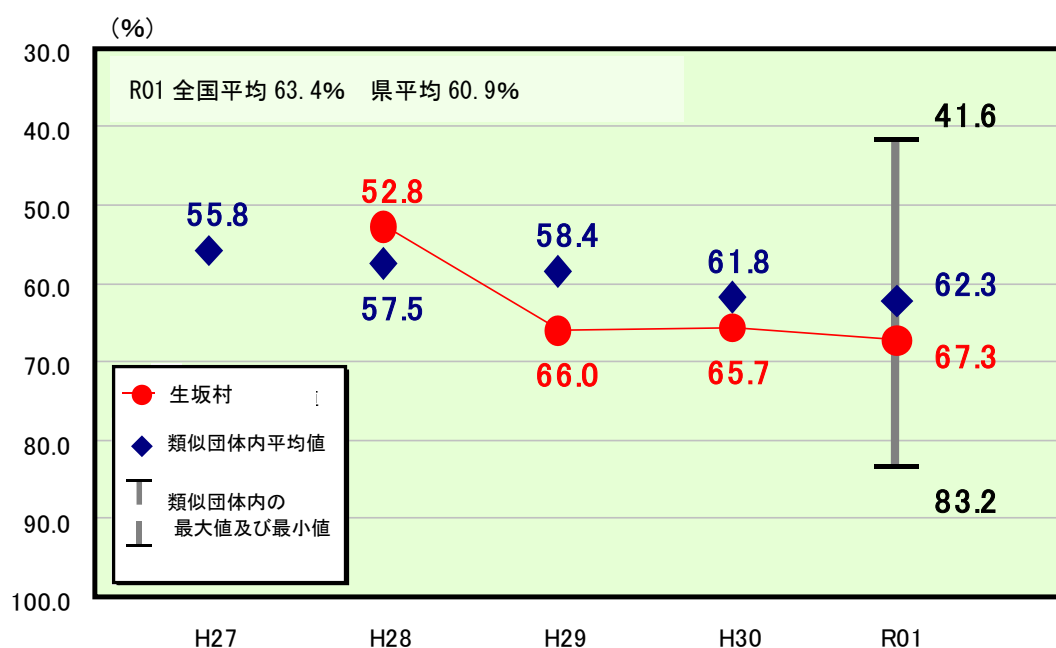
令和3年度調査時点

(3) 有形固定資産減価償却率の推移

有形固定資産減価償却率とは、有形固定資産のうち償却資産の取得価額等に対する減価償却累計額の割合のことであり、耐用年数に対して資産の取得からどの程度減価償却が進んでいるか、いわゆる老朽化を把握する指標です。

平成28年度以降、本村の公共施設等の有形固定資産減価償却率は増加傾向にあり、令和元年度決算における有形固定資産減価償却率は67.3%で、平成30年度決算の65.7%と比較すると1.6ポイント増加しています。また、全国平均、県平均、類似団体平均より上回っています。

多くの施設で老朽化が進んでおり、公共施設等総合管理計画及び個別施設計画に基づき、適切な管理を進める必要があります。



※類似団体

総務省は、市町村の態様を決定する要素のうちで最もその度合いが強く、客観的に把握できる「人口」と「産業構造」に基づき、市町村を類型化している。類似団体別市町村財政指数表（令和元年）においては、生坂村はI-1類型に分類される。I-1類型都市とは、二次産業と三次産業の合計が80%以上かつ三次産業が55%未満、人口が0.5万人未満の町村。

図 2-10 有形固定資産減価償却率の推移

(4) 公共施設等の将来の更新等費用の見通し

本村の公共施設等を、全て保有し続けた場合にかかる、将来の更新等費用の試算結果を以下に示します。

①公共施設

A) 現在要している投資的経費

過去5年間に公共施設の更新等に要した実績額は、下表に示すとおりです。このうち既存更新分の年平均は約1.66億円、新規整備分を合わせた合計は約3.52億円となっています。

表 2-3 公共施設（建物）に係る投資的経費の内訳

単位:千円

区分		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平均
普通 会計	既存更新分	223,777	210,118	283,556	26,472	26,281	154,041
	新規整備分	102,181	179,542	160,242	271,830	174,765	177,712
	用地取得分	5,503	35,189	0	0	0	8,138
	合計	331,461	424,849	443,798	298,302	201,046	339,891
企業 会計	既存更新分	994	7,866	24,942	0	29,367	12,634
	新規整備分	0	0	0	0	0	0
	用地取得分	0	0	0	0	0	0
	合計	994	7,866	24,942	0	29,367	12,634

出典：庁内資料

※既存更新分：公共施設の建替え及び改修するための経費

※新規整備分：新たな公共施設の建設をするための経費

※用地取得分：公共施設の建設等のための用地を取得するための経費

B) 耐用年数経過時に単純更新した場合の費用見込み

令和3年度調査時点で保有している公共施設について、今後も維持し続けた場合に必要となる更新等費用について、総務省より提供されている公共施設等更新費用試算の基準を用いて試算します（単価等は資料編に示す）。

この結果、令和3年度から令和38年度までの36年間で約116.3億円、年平均で約3.2億円が必要となり、充当可能な財源（過去5年間の公共施設にかかる投資的経費の実績）年平均約3.5億円とほぼ同程度となります。しかし、充当可能な財源には新規整備分も含まれるため、現在の施設を維持するだけで新規の公共施設整備が出来なくなる可能性があります。

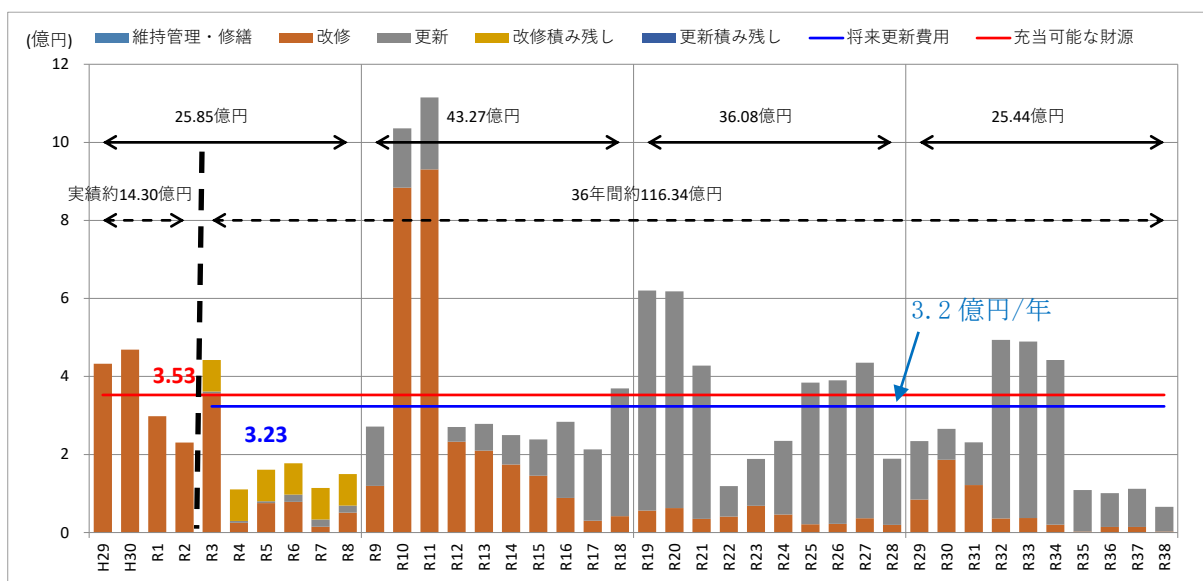


図 2-11 耐用年数経過時に単純更新した場合の公共施設の将来更新等費用の見込み

C) 長寿命化対策を反映した場合の費用見込み

公共施設の長寿命化対策を反映した場合の更新等費用の見込みは、個別施設計画に基づいています。

その結果、令和3年度から令和38年度までの36年間で約61.9億円、年平均で約1.7億円が必要となり、充当可能な財源（過去5年間の公共施設にかかる投資的経費の実績）年平均約3.5億円に対して下回る結果となりました。

耐用年数経過時に単純更新した場合の費用見込みと比較すると、今後36年間の差額は約54.4億円、年平均で約1.5億円の縮減となります。

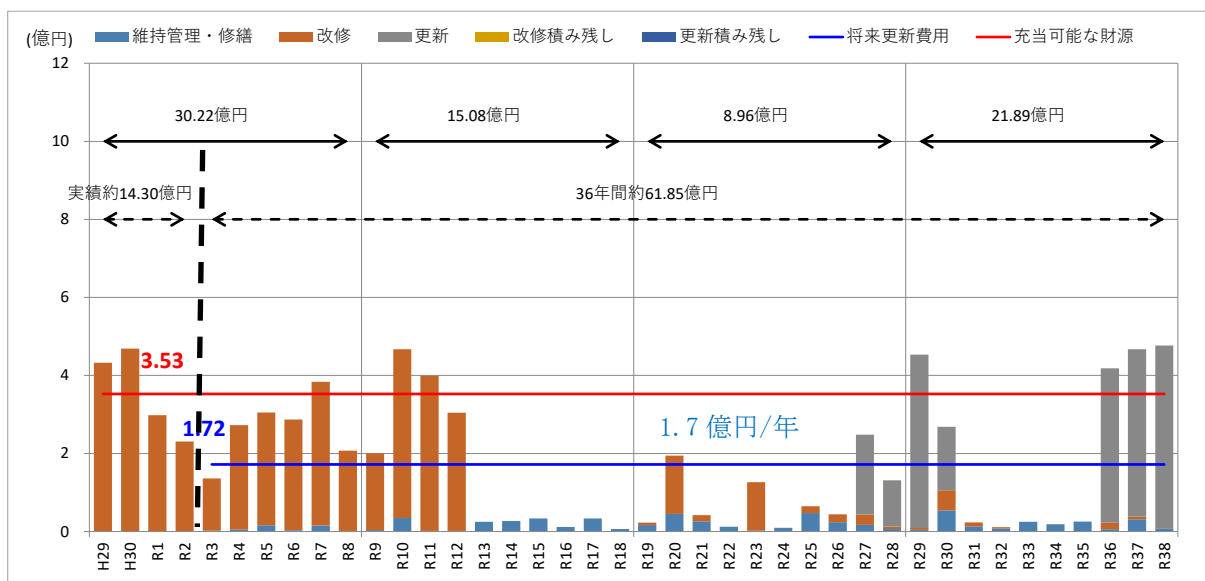


図 2-12 長寿命化対策を反映した場合の公共施設の将来更新等費用の見込み

表 2-4 公共施設（建物）の効果額

(単位：億円)

	H29～R2 (実績)	R3～R8 (6年間)	R9～R18 (10年間)	R19～R28 (10年間)	R29～R38 (10年間)	合計 (36年間)	36年間の 平均更新等 費用	充当可能な 年平均財源
a. 単純更新	14.30	11.55	43.27	36.00	25.40	116.22	3.23	3.53
b. 長寿命化対策		15.92	15.08	8.96	21.89	61.85	1.72	
c. 効果 (b-a)	—	4.37	▲ 28.19	▲ 27.04	▲ 3.51	▲ 54.37	▲ 1.51	—

②インフラ資産の将来の更新等費用

A) 現在要している維持管理・投資的経費

過去5年間にインフラ資産の更新等に要した実績額は、下表に示すとおりです。
普通会計における投資的経費は既存更新分のみであり、年平均は約0.6億円となっています。

企業会計における投資的経費は既存更新分と新規整備分であり、合計年平均は約0.1億円となっています。

普通会計と企業会計の投資的経費を合計した年間の平均経費は約0.76億円となります。

表 2-5 インフラ資産に係る投資的経費の内訳

単位:千円

区分		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平均
普通 会計	既存更新分	106,286	64,432	109,573	25,278	5,500	62,214
	新規整備分	0	0	0	0	0	0
	用地取得分	0	0	0	0	0	0
	合計	106,286	64,432	109,573	25,278	5,500	62,214
企業 会計	既存更新分	0	6,717	3,078	0	18,697	5,698
	新規整備分	0	0	16,000	12,554	13,168	8,344
	用地取得分	0	0	0	0	0	0
	合計	0	6,717	19,078	12,554	31,865	14,043

出典：庁内資料

※既存更新分：公共施設の建替え及び改修するための経費

※新規整備分：新たな公共施設の建設をするための経費

※用地取得分：公共施設の建設等のための用地を取得するための経費

B) 耐用年数経過時に単純更新した場合の費用見込み

令和3年度時点で保有しているインフラ資産について、今後も維持し続けた場合に必要となる更新等費用について、総務省より提供されている公共施設等更新費用試算の基準を用いて試算します。

その結果、令和3年度から令和38年度までの36年間で約166.4億円、年平均で約4.6億円が必要となり、充当可能な財源（過去5年間のインフラ資産にかかる投資的経費の実績）年平均約0.8億円に対し約3.8億円の超過となります。

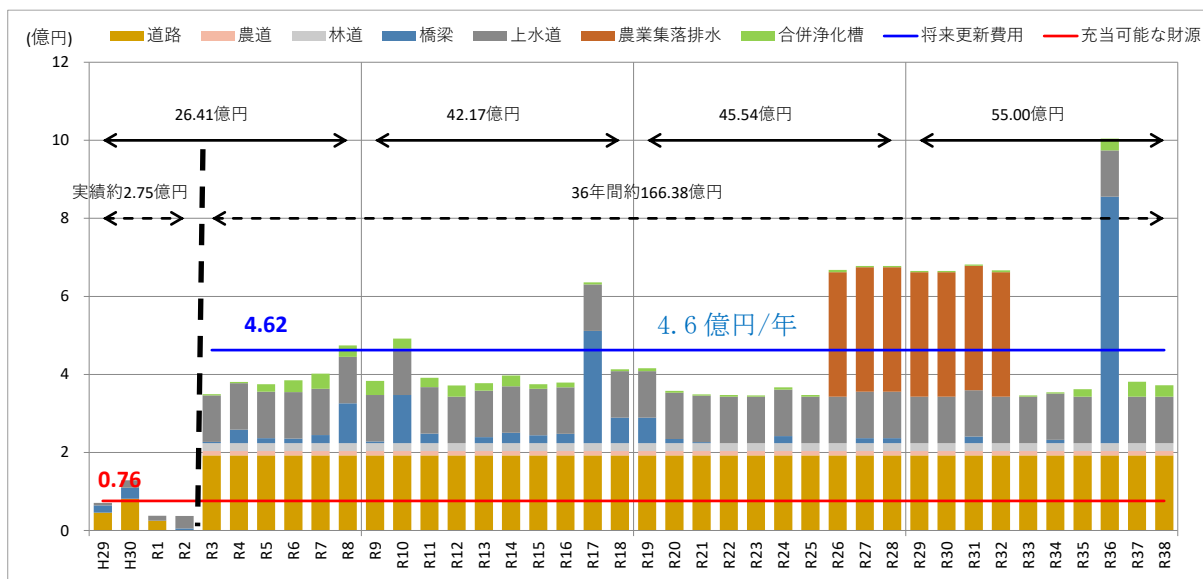


図 2-13 耐用年数経過時に単純更新した場合のインフラ資産の将来更新等費用の見込み

C) 長寿命化対策を反映した場合の費用見込み

インフラ資産の長寿命化対策を反映した場合の更新等費用の見込みは、橋りょうについては令和10年度までは「橋梁長寿命化修繕計画」の修繕等の費用を採用し、それ以降は、総務省より提供されている公共施設等更新費用試算の基準を用いて試算しています。

道路、上水道施設等については総務省より提供されている公共施設等更新費用試算の基準を用いて試算しています。

その結果、令和3年度から令和38年度までの36年間で約165.7億円、年平均で約4.6億円が必要となり、充当可能な財源（過去5年間の公共施設にかかる投資的経費の実績）年平均約0.8億円に対し約3.8億円の超過となります。

耐用年数経過時に単純更新した場合の費用見込みと比較すると、今後36年間の差額は約0.7億円となります。長寿命化による縮減効果が見られないのは、現在、長寿命化計画を策定したインフラ資産が橋りょうのみであるためです。今後、道路等のインフラ資産について個別施設計画を策定していきます。

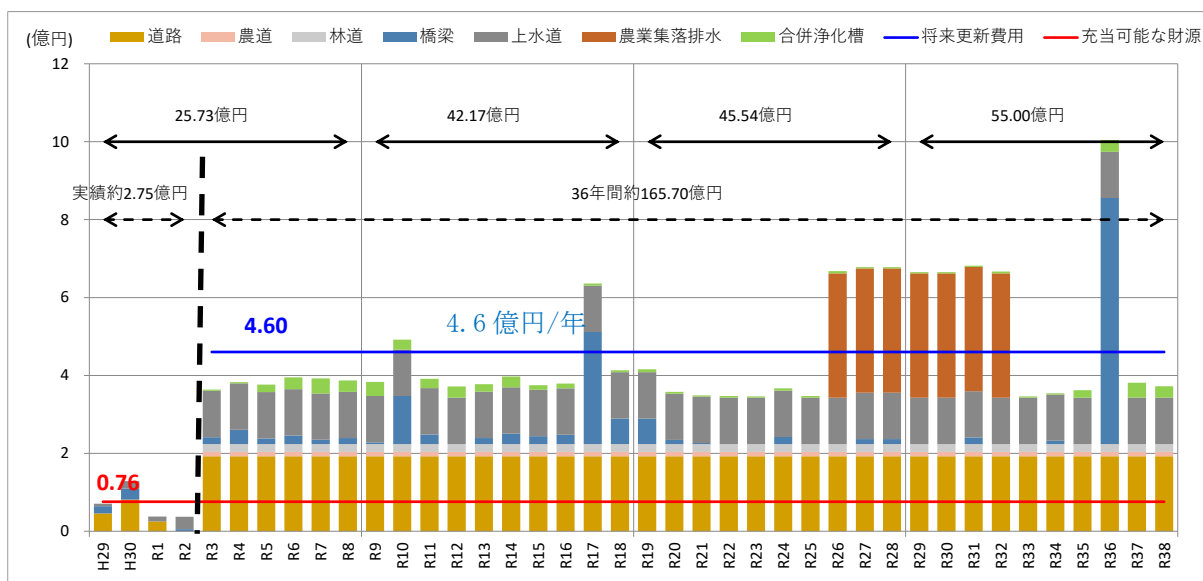


図 2-14 長寿命化対策を反映した場合のインフラ資産の将来更新等費用の見込み

表 2-6 インフラ資産の効果額

	(単位：億円)							
	H29～R2 (実績)	R3～R8 (6年間)	R9～R18 (10年間)	R19～R28 (10年間)	R29～R38 (10年間)	合計 (36年間)	36年間の 平均更新等 費用	充当可能な 年平均財源
a. 単純更新	2.75	23.66	42.17	45.54	55.00	166.37	4.62	0.76
b. 長寿命化対策		22.98	42.17	45.54	55.00	165.69	4.60	
c. 効果 (b-a)	—	▲ 0.68	0.00	0.00	0.00	▲ 0.68	▲ 0.02	—

③公共施設・インフラ資産の長寿命化対策等による効果額

A) 耐用年数経過時に単純更新した場合の費用見込み

耐用年数経過時に単純更新した場合の公共施設・インフラ資産の将来更新等費用の見込みは、令和3年度から令和38年度までの36年間で約282.7億円、年平均で約7.9億円が必要となり、充当可能な財源（過去5年間の公共施設等にかかる投資的経費の実績）年平均約4.3億円に対し約3.6億円の超過となります。

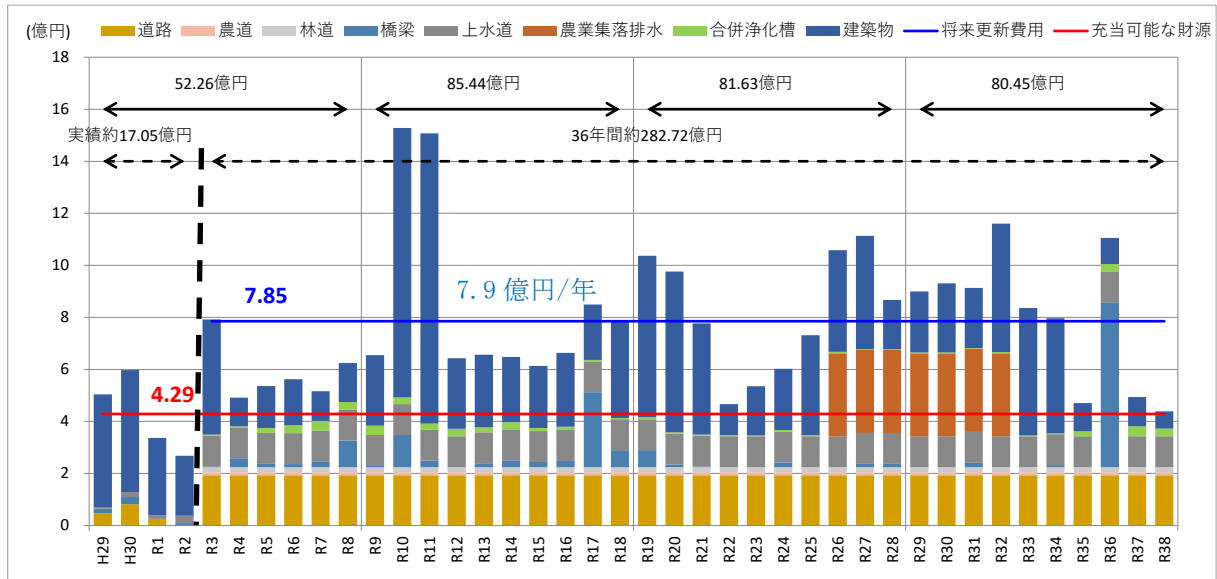


図 2-15 耐用年数経過時に単純更新した場合の公共施設・インフラ資産の来更新等費用の見込み

B) 長寿命化対策を反映した場合の費用見込み

長寿命化対策を反映した場合の公共施設・インフラ資産の将来更新等費用の見込みは、令和3年度から令和38年度までの36年間で約227.6億円、年平均で約6.3億円が必要となり、充当可能な財源年平均約4.3億円に対し約2.0億円の超過となります。

耐用年数経過時に単純更新した場合の費用見込みと比較すると、今後36年間の差額は約55.2億円、年平均で約1.5億円の縮減となります。

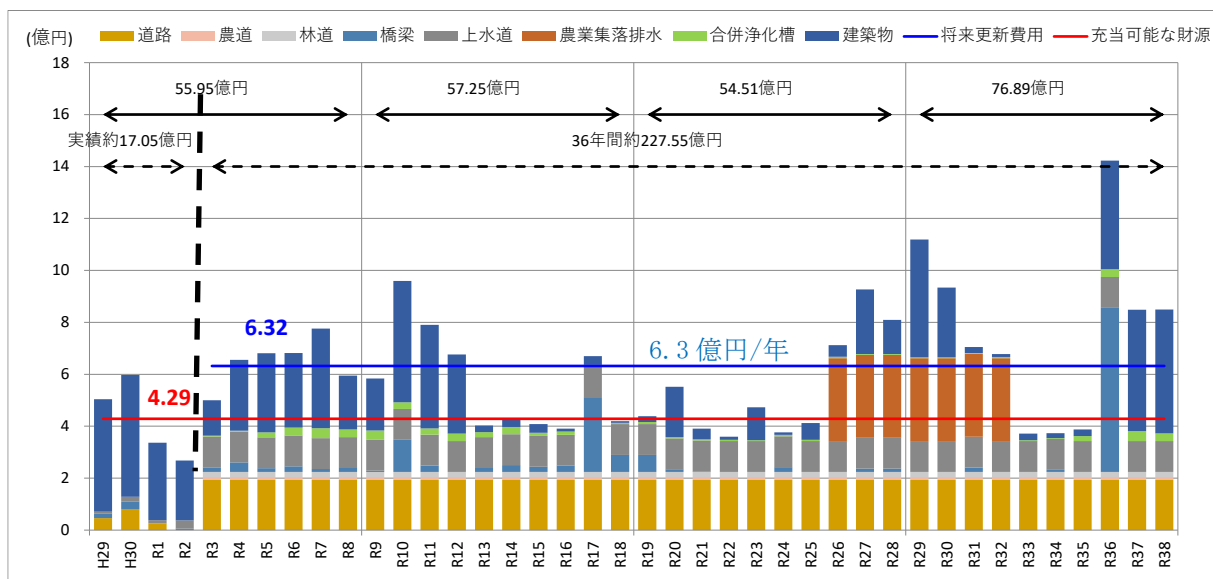


図 2-16 長寿命化対策を反映した場合の公共施設・インフラ資産の将来更新等費用の見込み

表 2-7 公共施設・インフラ資産の効果額

	(単位：億円)							36年間の 平均更新等 費用	充当可能な 年平均財源
	H29～R2 (実績)	R3～R8 (6年間)	R9～R18 (10年間)	R19～R28 (10年間)	R29～R38 (10年間)	合計 (36年間)			
a. 単純更新	17.05	35.21	85.44	81.54	80.40	282.59	7.85	4.29	
b. 長寿命化対策		38.90	57.25	54.51	76.89	227.55	6.32		
c. 効果(b-a)	—	3.69	▲ 28.19	▲ 27.03	▲ 3.51	▲ 55.04	▲ 1.53	—	

④中長期的な維持管理・更新等に係る経費の見込みに係る整理

総務省が示す中長期的な維持管理・更新等に係る経費の見込みに係る様式に合わせ、平成29年度から令和38年度までにおける10年間及び40年間の維持管理・更新等に係る経費の見込みについて整理すると、下記のとおりです。

今後 10年間の 公共施設等の維持管理・更新等に係る経費の見込み (億円)

		維持管理・修繕 (①)	改修 (②)	更新等 (③)	合計 (④) (①+②+③)	財源の見込み	耐用年数経過時に単純更新した場合 (⑤)	長寿命化対策等の効果額 (④-⑤)	現在要している経費 (過去5年平均)
普通会計	建築物(a)	0.44	29.78	0.00	30.22		25.85	4.37	339.90
	インフラ施設(b)	0.00	2.05	12.71	14.76		26.30	-11.54	0.00
	計(a+b)	0.44	31.83	12.71	44.98		52.15	-7.17	339.90
公営事業会計	建築物(c)	0.00	0.00	0.00	0.00		0.00	0.00	12.60
	インフラ施設(d)	0.00	0.00	10.97	10.97		0.11	10.86	76.00
	計(c+d)	0.00	0.00	10.97	10.97		0.11	10.86	88.60
建築物合計(a+c)		0.44	29.78	0.00	30.22		25.85	4.37	352.50
インフラ施設(b+d)		0.00	2.05	23.68	25.73		26.41	-0.68	76.00
合計(a+b+c+d)		0.44	31.83	23.68	55.95		52.26	3.69	428.50

中長期的な維持管理・更新等に係る経費の見込みに係る様式 (30年以上)

【 2017 年度から 2056 年度】

今後 40年間の公共施設等の維持管理・更新等に係る経費の見込み (億円)

		維持管理・修繕 (①)	改修 (②)	更新等 (③)	合計 (④) (①+②+③)	耐用年数経過時に単純更新した場合 (⑤)	長寿命化対策等の効果額 (④-⑤)	現在要している経費 (過去5年平均)
普通会計	建築物(a)	6.20	47.69	22.25	76.15	130.65	-54.50	339.90
	インフラ施設(b)	0.00	2.05	84.16	86.20	168.31	-82.10	0.00
	計(a+b)	6.20	49.74	106.41	162.35	298.95	-136.60	339.90
公営事業会計	建築物(c)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	12.60
	インフラ施設(d)	0.00	0.00	82.24	82.24	0.82	81.42	76.00
	計(c+d)	0.00	0.00	82.24	82.24	0.82	81.42	88.60
建築物合計(a+c)		6.20	47.69	22.25	76.15	130.65	-54.50	352.50
インフラ施設(b+d)		0.00	2.05	166.40	168.45	169.13	-0.68	76.00
合計(a+b+c+d)		6.20	49.74	188.65	244.60	299.78	-55.18	428.50

【備考】

- ※ 建築物：学校教育施設、文化施設、庁舎、病院等の建築物のうち、インフラ施設を除いたもの。
- ※ インフラ施設：道路、橋りょう、農道、林道、河川、港湾、漁港、公園、護岸、治山、上水道、下水道等及びそれらと一体となった建築物。
- ※ 維持管理・修繕：施設、設備、構造物等の機能の維持のために必要となる点検・調査、補修、修繕などをいう。なお、補修、修繕については、補修、修繕を行った後の効用が当初の効用を上回らないものをいう。例えば、法令に基づく法定点検や施設管理者の判断で自主的に行う点検、点検結果に基づく消耗部品の取替え等の軽微な作業、外壁コンクリートの亀裂の補修等を行うこと。
- ※ 改修：公共施設等を直すこと。なお、改修を行った後の効用が当初の効用を上回るものをいう。例えば、耐震改修、長寿命化改修など。転用も含む。
- ※ 更新等：老朽化等に伴い機能が低下した施設等を取り替え、同程度の機能に再整備すること。除却も含む。

2.4. 公共施設等を取り巻く課題

人口、財政、公共施設等の現状や将来の見通しを踏まえると、以下のような課題が挙げられます。

(1) 需要の変化への対応

本村の総人口は、一貫して減少が続いています。今後も減少が続き、令和2年の1,639人から、令和27年には1,008人まで減少する見込みです。また、高齢化が更に進行し、令和27年には高齢化率が約46%となる見込みです。

そのため、人口構造の変化などによる需要の変化などに対応した施設の規模や配置などの適正化を図る必要があります。

(2) 厳しい財政状況への対応

本村の財政の状況は、歳入（普通会計）の面では、地方税収入が歳入総額の1割弱であり、地方交付税や国・県の支出金に大きく依存している状況であることから、今後も厳しい財政運営が続く見込みです。

歳出（普通会計）の面では、高齢化の進行等に伴う扶助費の増加や、依存財源で賄っている状況を踏まえると、今後の公共施設等の整備に要する費用を現在の水準で維持していくことが困難となることが想定されます。

そのため、今後の厳しい財政状況を見据えて、施設の維持管理・運営にかかるコストの縮減や財源の確保を図る必要があります。

(3) 施設の老朽化への対応

本村は多くの公共施設等を保有しており、それらの老朽化が進行しています。公共施設については、大規模改修が必要といわれる築30年を経過した建物が約半数となっています。今後、施設の更新や改修が必要となる時期を順次迎えます。そして、施設の更新や改修には多額の費用を要することや、更新時期が集中することが想定されます。

そのため、施設の安全性や性能の確保と、更新や改修にかかる費用の抑制・平準化を図る必要があります。

(4) SDGsへの対応

我が国では、自治体SDGsの推進により、中長期を見通した持続可能なまちづくりに取り組み、地方創生を実現することを目指しています。

本村においても持続可能なまちづくりの実現に向け、国内外の新たな社会潮流である「SDGs（持続可能な開発目標）」を踏まえて、長期的・世界的・社会的視点からのアプローチによる実践が求められています。

3.公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

3.1. 公共施設等マネジメントの取組目標

公共施設等を取り巻く現状や課題を踏まえ、持続可能な公共サービスの実現に向けて、本村における公共施設等マネジメントの取組目標を以下のとおり定めます。

(1) 基本方針

①施設の規模や配置の適正化

将来の村づくりを見据え、地域特性、住民需要、財政事情などを勘案し、必要となる公共サービスの水準を確保しながら、施設の規模や配置の適正化に努めます。

②コストの縮減と財源確保

民間活力の導入、未利用財産の処分、受益者負担の適正化などの様々な取組により、施設の維持管理や運営にかかるコストの縮減と財源の確保に努めます。

③SDGsの達成につながる取組の推進

省エネルギーや再エネルギー利用、脱炭素化の推進など世界基準の開発目標を意識した取組を推進することで、持続可能なまちづくりと地域活性化を目指します。

④計画的な施設の保全

予防保全型の計画的な維持管理により、施設の安全性や性能を確保するとともに、更新や改修にかかる費用を抑制・平準化し、財政負担の軽減に努めます。

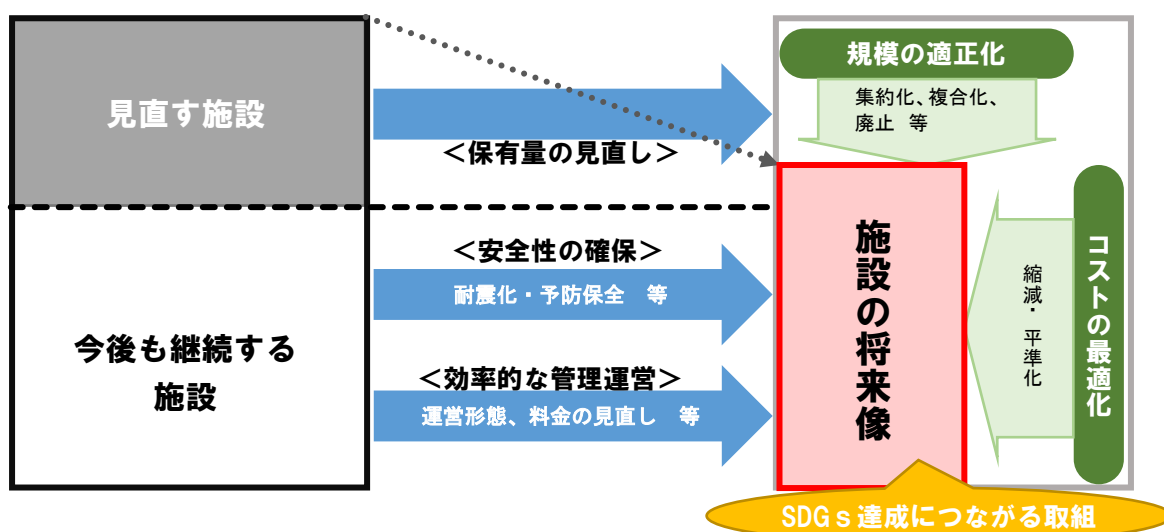


図 3-1 施設を目指すべき姿のイメージ

(2) 施設保有量の適正化の方向性

① 公共施設

今後も現在の公共施設を保有し続ける場合、令和3年度から計画期間の令和38年度までの36年間の将来の更新等費用は約116億円かかることと推計されます。年平均の更新等費用は約3.2億円/年であり、投資的経費実績額の平均(H28～R2年度の平均)約3.5億円/年とほぼ同様の費用がかかると推計されました。しかし、充て可能な財源には新規整備分も含まれるため、現在の施設を維持するだけで新規の公共施設整備が出来なくなる可能性があります。

そのため、将来にわたり公共サービスを提供し続けるために、下記の取組などにより、公共施設の保有量の適正化を図ります。

- 新規整備は抑制し、必要最低限とする。
- 既存の低未利用施設や低未利用スペースを積極的に活用する。
- 低未利用施設のうち、老朽化し、活用が見込めない施設は積極的に処分する。
- 施設の更新等の際には、適宜、集約化、複合化、減築などを行い、全体の延床面積を減らす。
- 村が保有する必要性が低い施設については、適宜、地元や民間等へ譲渡や売却などを行う。

② インフラ資産

インフラ資産は、社会基盤となる施設であり、現時点では基本的に総量の縮減が困難であることから、予防保全型の維持管理に努め、費用の抑制・平準化を図り、持続可能な施設保有を目指します。

3.2. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

(1) 点検・診断等の実施方針

■計画的な点検・診断の実施

公共施設については、個別施設計画策定に伴い作成した「劣化状況調査マニュアル」に基づいて、村職員及び施設管理者等による点検を計画的に行い、建物の劣化状況を把握します。

インフラ資産については、国・県の基準やマニュアル等を踏まえて、計画的に点検・診断を実施し、施設の劣化や損傷等の状況把握に努めます。また、対応が比較的容易なものについてはその都度、適切な措置を行い、安全確保を図ります。

■メンテナンスサイクルの構築

点検・診断・修繕等の措置の履歴の情報を記録し、次期点検・診断等に活用するという「メンテナンスサイクル」を構築します。

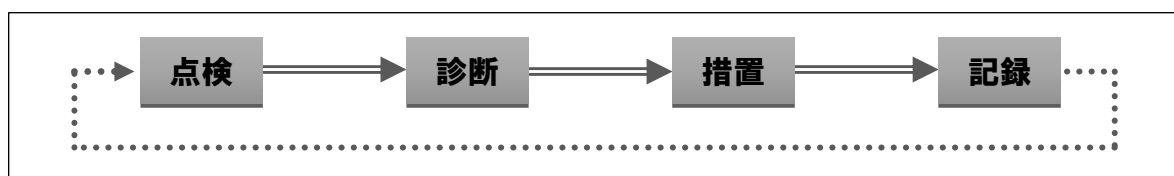


図 3-2 メンテナンスサイクルのイメージ

(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

■事後保全型維持管理から予防保全型維持管理への転換

これまでの不具合が生じてから修繕を行う事後保全型の維持管理から、今後は施設の規模、利用状況等を考慮し、計画的な点検や診断等により損傷等を早期に発見する予防保全型の維持管理を実施する建物と、事後保全型で管理する建物に分けて、安全確保を図りながら修繕費用の低減化を推進します。

予防保全型の建物については、部位部材等の修繕周期や点検・診断結果等を踏まえ、適切な時期に修繕等を実施することにより、施設の性能低下や事故等を未然に防ぎ、良好で安全な状態の保持に努めます。

■計画的な更新等の実施

施設の劣化状況や利用状況等を総合的に勘案して、施設評価や優先度の設定等を行い、計画的に更新や改修等を行います。

■時代の要請や住民需要への対応

更新や改修等の際には、省エネルギー対策、耐震化、防災対策など、時代の要請や住民需要に対応するために、必要となる施設の性能向上に努めます。

■効率的・効果的な維持管理・運営

効率的・効果的な維持管理・運営を実現するために、施設の長寿命化、省エネルギー対策、再生可能エネルギーの利用、民間活力の導入（指定管理者制度、包括的民間委託など）などに取り組み、トータルコストの縮減に努めます。

（３）安全確保の実施方針

■劣化や損傷等への措置

点検・診断等で劣化や損傷等が確認された施設については、速やかに修繕・改修等の必要な措置を講じます。

■危険施設への措置

高度の危険性が確認された施設や、老朽化し今後とも利用見込みのない施設については、立入禁止措置などを行い、周辺環境への影響を考慮し、施設の除却等の対策を講じます。

（４）耐震化の実施方針

■耐震化の推進

公共施設等は、平常時の利用者の安全確保だけでなく、災害時の拠点施設やライフライン施設の機能確保の必要があるため、施設の重要性や耐震性能等を勘案し、計画的に耐震化を推進します。

耐震補強工事等を実施する際には、長寿命化改修等と合わせて実施することで、長期的な維持管理コストの縮減を図ります。

（５）長寿命化の実施方針

■長寿命化の推進

施設の利用頻度や建物の状況、耐用年数などを考慮の上、長寿命化改修等を行い長く使用する建物と、法令等に基づき構造別の使用年数まで使いきり、更新等を行う建物を区分し、適切に管理していきます。

長寿命化改修等を実施する際には、社会情勢の変化に合わせて新たに要求される性能を満たし、住民等が利用しやすい施設を目指すとともに、省エネルギー化により、環境負荷の低減を図ります。

長寿命化計画（個別施設計画）が未策定となっているインフラ資産については、本計画における方針と整合を図りながら策定を行います。

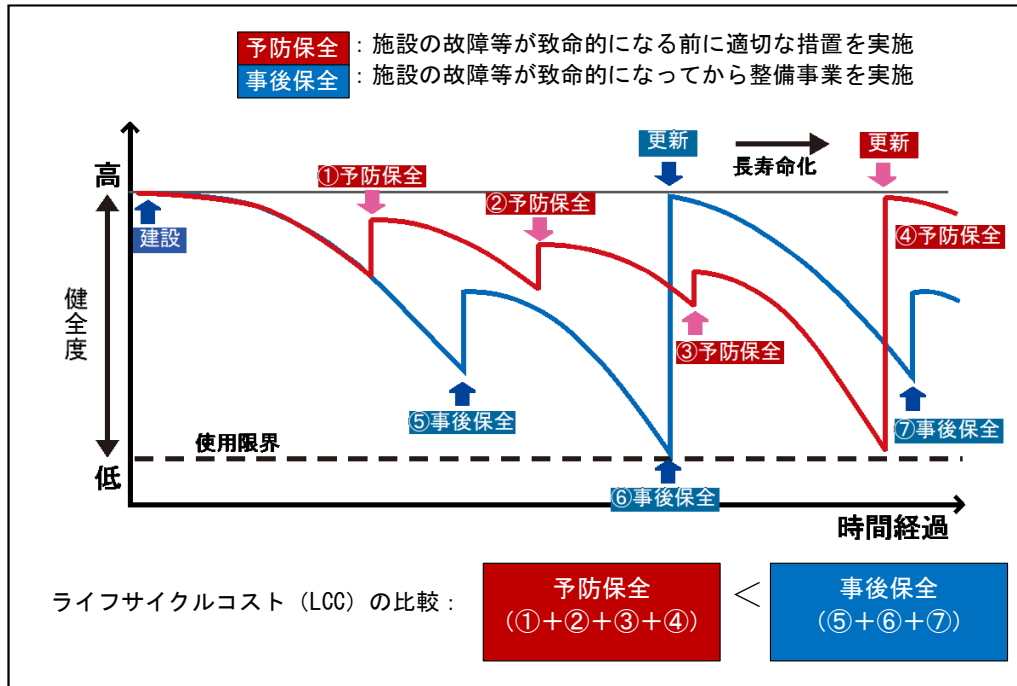


図 3-3 長寿命化のイメージ

※ライフサイクルコスト (LCC) : 企画・設計段階から建設、維持管理、廃棄にいたる過程で必要な経費の合計額のこと。

(6) ユニバーサルデザイン化の推進方針

■だれにでも利用しやすい公共施設整備の推進

公共施設は、大規模改修・更新等の時期に合わせて、動線計画、配置計画、スロープや視覚障害者誘導用ブロックの設置等、バリアフリーに必要な設備計画、サイン計画等を行い、障害の有無、年齢、性別にかかわらず、多様な人々が安心して快適に施設を利用できるようにユニバーサルデザイン化を進めます。

敷地内では、駐車場から施設までの段差の解消、視覚障害者誘導用ブロックの設置等、連続的なバリアフリー化を図ります。

■インフラ資産の空間整備の推進

インフラ資産については、道路の歩道の拡幅や段差の解消などに努め、主要な地区については、視覚障害者誘導用ブロックの設置等、誰もが安全・安心して利用できる空間整備を進めます。

(7) 統合や廃止の推進方針

■施設総量の適正化

中長期的な視点をもって、村が施設を保有・管理する必要性、劣化状況、需要見込み等を総合的に勘案し、継続、更新、統合、廃止等を計画的に進め、総量の適正化を図ります。

方法	内容	イメージ	例
集約化	同一機能の複数施設をより少ない施設規模や数に集約		<ul style="list-style-type: none"> 更新や改築の際に2つの集会施設を1つに統合
複合化	余剰・余裕スペース等を活用して、周辺の異なる機能の施設と複合化		<ul style="list-style-type: none"> 学校の余裕教室に子育て支援施設の機能を移転
転用	機能を取りやめた余剰施設に、施設の改修を施して、異なる機能を導入		<ul style="list-style-type: none"> 廃校となった学校施設を改修して、高齢福祉施設に転用
減築	耐震改修工事等の際に、不要なスペースを削減し、延床面積を縮減		<ul style="list-style-type: none"> 消防施設の耐震改修工事の際に、低利用部分を削減
民間施設の活用	周辺の民間施設を活用		<ul style="list-style-type: none"> 民間住宅を借り上げて公営住宅として供給
実施主体や管理運営主体の変更	事業の実施主体や管理運営主体を民間等へ変更		<ul style="list-style-type: none"> 集会施設を地元自治会へ譲渡
広域連携	近隣自治体の施設の機能、配置状況等を踏まえ、施設を広域利用		<ul style="list-style-type: none"> スポーツ施設を近隣自治体と相互利用
廃止	未利用施設等を廃止し、有効活用（貸付や売却等）		<ul style="list-style-type: none"> 未利用施設を廃止し、跡地を売却

図 3-4 主な公共施設の再編パターン

(8) 未利用財産等の活用や処分に関する方針

■効率的・効果的な資産の活用

未利用財産も経営資源であると認識し、得られる利益は村民に還元できるような活用方法を検討します。

定期借地権による貸付等、資産を保有しながら長期的かつ安定的に財源を確保できる方法を検討します。

(9) 総合的かつ計画的な管理を実現するための方策

■職員の意識啓発や技術向上

公共施設等マネジメントの取組を推進するためには、職員一人一人がその意義を理解することが重要であることから、職員を対象とした研修会の開催等により、意識啓発や技術向上を図ります。

■補助制度等の活用

国・県の補助制度等を積極的に活用し、本村の財政負担の軽減を図ります。

■広域連携

広域的な課題への対応や公共施設の相互利用などを適切に行うために、国・県・近隣自治体との連携を図ります。

■民間事業者との連携

指定管理者制度の導入や、民間施設を利用した公共サービスの提供など、民間活力の効果的な活用に努めます。

■住民との協働・連携

住民や地域団体等が施設の維持管理・運営に参加する方法について検討し、住民との協働・連携を推進します。

■受益者負担の適正化

施設の使用料や手数料等の受益者負担の適正化に向けた検討を行い、必要に応じて見直しを行います。

■施設等の有効活用による財源確保

低未利用資産の売却・貸付、広告事業など、施設等の有効活用による財源確保を図ります。

4.施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

4.1. 公共施設

(1) 住民文化系施設

対象施設

中分類	施設名
集会施設	南部交流センター、会生活改善センター、生坂村中山間地域特別農業農村対策事業関屋農村コミュニティー施設、山村振興等農林漁業特別対策事業農林漁家婦人活動施設、日岐生活改善センター、大日向生活改善センター、会生活改善センター、小立野多目的集会施設、木材ふれあい体験館、中山間地域特別農業農村対策事業草尾交流促進施設、若者コミュニティーセンター、小舟コミュニティーセンター、大日向高齢者センター
文化施設	村民会館

①集会施設

(概況)

- 集会施設は、「南部交流センター」など13施設あります。
- 多くの施設が建築後20年以上を経過しており、計画期間内で大規模改修、更新の時期を迎えます。
- 新耐震基準、もしくは耐震改修済みの施設となっています。
- すべての施設が指定管理者により管理運営されています。
- 一部の施設では、特定の利用者や団体のみが利用している状況です。



<南部交流センター>

(基本方針)

- ◇指定管理者により、実状にあった管理運営を図ります。
- ◇今後、「若者コミュニティーセンター」については活性化施設整備事業と調整を図りながら、管理運営の見直しを検討します。
- ◇「南部交流センター」、「若者コミュニティーセンター」、「山村振興等農林漁業特別対策事業農林漁家婦人活動施設」、「中山間地域特別農業農村対策事業草尾交流促進施設」については、「生坂村公共施設個別施設計画」に基づき、予防保全型の維持管理を図ります。
- ◇その他の建物は、職員等の点検により劣化や不具合を発見した際に、修繕を行い、安全性の確保に努めます。
- ◇施設の長寿命化を図るために「若者コミュニティーセンター」、「中山間地域特別農業農村対策事業草尾交流促進施設」については、今後10年以内に長寿

命化のための改修を検討します。

◇施設の老朽化状況、利用状況、行政区の再編成の状況などに応じて、今後の施設のあり方について検討を行います。

②文化施設

(概況)

- 建築後 40 年以上を経過しており、計画期間内で更新の時期を迎えます。
- 耐震改修済みの施設であり、村の直営により管理運営されています。
- 珠算、ピアノ、書道、陶芸などの教室や会議等で利用されています。
- 「いくさか大好き隊員」の事務室としても利用されています。



<村民会館>

(基本方針)

- ◇地域づくり・交流の拠点として、「生坂村公共施設個別施設計画」に基づき、予防保全型の維持管理を図ります。
- ◇施設の長寿命化を図るために、「村民会館」については今後 10 年以内に長寿命化のための改修を検討します。
- ◇バリアフリー化など施設の性能向上について検討を行います。

(2) 社会教育系施設

対象施設

中分類	施設名
博物館等	山清路の郷資料館

①博物館等

(概況)

- 比較的新しい施設であり、計画期間内で大規模改修の時期を迎えます。
- 新耐震基準の施設であり、村の直営により管理運営されています。
- 郷土に関する歴史民俗資料の収集保存や展示により生活文化の発展過程を次代に伝えるための施設です。



<山清路の郷資料館>

(基本方針)

- ◇「山清路の郷資料館」については、歴史民俗資料施設として、職員等の点検により劣化や不具合を発見した際に、適宜修繕を行い、安全性の確保に努めます。
- ◇施設の有効活用の方策について検討を行います。

(3) スポーツ・レクリエーション系施設

対象施設

中分類	施設名
スポーツ施設	生坂海洋センター、体育館、運動場管理棟、クラブハウス
レクリエーション施設・ 観光施設	都市住民交流体験施設、体験農園施設

①スポーツ施設

(概況)

- スポーツ施設は、「生坂海洋センター」など4施設あります。
- すべての施設が建築後30年以上を経過しており、計画期間内で大規模改修、更新の時期を迎えます。
- 一部の施設では、設置目的と異なる利用がされています。



<生坂海洋センター>

(基本方針)

- ◇「生坂海洋センター」、「体育館」については、「生坂村公共施設個別施設計画」に基づき、予防保全型の維持管理を図ります。
- ◇他の施設については、点検等により、劣化や不具合が認められた場合は、適宜修繕等を実施し、安全確保に努めます。
- ◇「体育館」については、長寿命化を図るために今後10年以内に長寿命化のための改修を検討します。
- ◇施設の老朽化状況、利用状況等に応じて、統廃合など、今後の施設のあり方について検討を行います。

②レクリエーション施設・観光施設

(概況)

- レクリエーション施設・観光施設は、「都市住民交流体験施設」、「体験農園施設」の2施設です。
- 比較的新しい施設であり、計画期間内で大規模改修の時期を迎えます。

(基本方針)

- ◇サービスの向上などにより集客性の向上を図り、財源確保に努めます。
- ◇定期的な点検、修繕により、劣化や不具合が認められた場合は、適宜修繕等を実施し、安全確保に努めます。

(4) 産業系施設

対象施設

中分類	施設名
産業系施設	活性化センター、生坂村農業振興施設、生坂村活性化施設いくさかの郷、生坂村農産物集出荷施設

①産業系施設

(概況)

- 産業系施設は、「活性化センター」、「生坂村農業振興施設」、「生坂村活性化施設いくさかの郷」、「生坂村農産物集出荷施設」の4施設です。
- 「活性化センター」、「生坂村活性化施設いくさかの郷」は、比較的新しい施設です。
- 「生坂村農業振興施設」は、建築後50年以上経過していますが、利用用途に応じて改修を実施しています。
- 「生坂村農産物集出荷施設」は、建築後30年以上を経過しており、計画期間内で大規模改修、更新の時期を迎えます。



<活性化センター>

(基本方針)

- ◇指定管理者制度を取り入れている施設については、指定管理者により、実状にあった管理運営を図ります。
- ◇定期的な点検、修繕により、適切な維持管理に努めます。
- ◇「活性化センター」については、多目的施設であることから、「生坂村公共施設個別施設計画」に基づき、予防保全型の維持管理を図ります。
- ◇その他の施設は、点検等により、劣化や不具合が認められた場合は、適宜修繕等を実施し、安全確保に努めます。

(5) 学校教育系施設

対象施設

中分類	施設名
学校	生坂小学校、生坂中学校
その他教育施設	学校給食共同調理場

①学校

(概況)

- 学校は、「生坂小学校」、「生坂中学校」の2施設です。
- 「生坂小学校」は、建築後40年経過し、大規模改修を実施しています。計画期間内で更新の時期を迎えます。
- 「生坂中学校」は、建築後20年経過しており、計画期間内で大規模改修の時期を迎えます。
- 今後も更なる少子化が予測されています。



<生坂中学校>

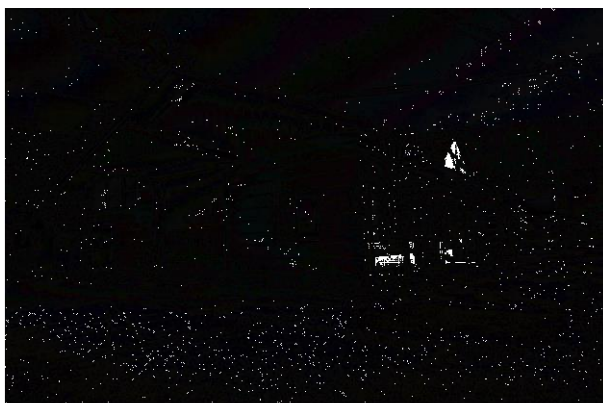
(基本方針)

- ◇職員による点検、法定点検などにより、適宜必要に応じて修繕を図り、適切な維持管理に努めます。
- ◇「生坂小学校」、「生坂中学校」については、「生坂村学校施設長寿命化計画」に基づき、予防保全型の維持管理を図ります。
- ◇「生坂小学校」は、築40年以上が経過し、劣化が進行しているため、早い時期に長寿命化改修の実施を検討します。
- ◇学校については、多様化する学習環境への対応、環境負荷低減への取組、安全性や快適性の向上のための設備を導入するなど、施設の機能向上を図ります。
- ◇今後、余裕教室が生じた場合は、地域の実情やニーズに応じた活用の検討を行います。

②その他教育施設

(概況)

- 比較的新しい施設であり、計画期間内で大規模改修の時期を迎えます。
- 新耐震基準の施設であり、村の直営により管理運営されています。
- 地域の食材を使った調理も行っています。



<学校給食共同調理場>

(基本方針)

- ◇本村唯一の給食施設として、今後とも施設の適正な維持管理に努めます。
- ◇地域の食材の利用などにより、効率的な運営に努めます。

(6) 子育て支援施設

対象施設

中分類	施設名
幼稚園・保育園・こども園	生坂保育園
幼児・児童施設	児童館、子育て支援センター

①幼稚園・保育園・こども園

(概況)

- 建築後 20 年経過しており、計画期間内で大規模改修の時期を迎えます。
- 職員が定期的に点検を実施し、修繕が必要な個所は発見次第、適宜修繕を実施しています。

(基本方針)

- ◇ 職員による点検、法定点検などにより、適宜必要に応じて修繕を図り、適切な維持管理に努めます。



<生坂保育園>

②幼児・児童施設

(概況)

- 「子育て支援センター」は比較的新しい施設ですが、「児童館」は建築後 18 年が経過しています。計画期間内で大規模改修の時期を迎えます。
- 法定点検を実施しており、修繕が必要な個所は発見次第、適宜修繕を実施しています。
- 「児童館」は、生涯学習施設と、図書室を併設していることもあり、乳幼児とその保護者や大人の利用者もあります。



<児童館>

(基本方針)

- ◇ 村内ボランティアの方の協力などにより、効率的な運営に努めます。
- ◇ 日常点検、法定点検などにより適宜必要に応じて修繕を図り、適切な維持管理に努めます。

(7) 保健・福祉施設

対象施設

中分類	施設名
高齢福祉施設	デイサービスセンター、生坂村高齢者生活福祉センター、認知症対応型デイサービスセンター、福祉センターやまなみ荘
保健施設	健康管理センター
その他社会保険施設	生坂村社会就労センター、小立野分場、宇留賀分場、生坂村古坂地区介護予防拠点施設

① 高齢福祉施設

(概況)

- 高齢福祉施設は、「デイサービスセンター」など4施設あります。
- 一部の施設は建築後30年以上を経過しており、計画期間内で大規模改修、更新の時期を迎えます。
- 多くの施設が新耐震基準の施設となっています。
- 「福祉センターやまなみ荘」を除いたすべての施設が指定管理者により管理運営されています。
- 更なる高齢化が予測されていることから、今後も十分に利用される可能性が高い施設です。



<デイサービスセンター>

(基本方針)

- ◇ 指定管理者制度を取り入れている施設については、指定管理者により、実状にあった管理運営を図ります。
- ◇ 施設使用料金の適正化などを検討し、効率的な運営を図ります。
- ◇ 「デイサービスセンター」については、「生坂村公共施設個別施設計画」に基づき、予防保全型の維持管理を図ります。
- ◇ 施設の老朽化状況、利用状況などを勘案し、今後の施設のあり方について検討を行います。

②保健施設

(概況)

- 比較的新しい施設であり、計画期間内で大規模改修の時期を迎えます。
- 職員が定期的に点検を実施し、修繕が必要な個所は発見次第、適宜修繕を実施しています。

(基本方針)

- ◇職員による点検、法定点検などにより、施設の安全性の確保に努めます。
- ◇「健康管理センター」は健康づくりの拠点として、「生坂村公共施設個別施設計画」に基づき、予防保全型の維持管理を図ります。



＜健康管理センター＞

③その他社会保険施設

(概況)

- その他社会保険施設は、「生坂村社会就労センター」など4施設あります。
- 「生坂村古坂地区介護予防拠点施設」を除くすべての施設が建築後45年以上を経過しており、計画期間内で更新の時期を迎えます。
- 「宇留賀分場」は、耐震改修済みであり、「宇留賀公民館」として使用されています。
- 「小立野分場」は、設置当初の目的を廃止し、地元組合で使用しています。
- 「生坂村社会就労センター」は、平成28年度に統合改修工事を実施し、平成29年度に「下生坂社会就労センター」を統合しました。
- 「生坂村古坂地区介護予防拠点施設」は、比較的新しい施設であり、計画期間内で大規模改修の時期を迎えます。



＜生坂村社会就労センター＞

(基本方針)

- ◇「生坂村古坂地区介護予防拠点施設」については、比較的新しい施設であることから、計画的な点検を行い、適切な維持管理に努めます。
- ◇施設の老朽化状況や利用状況、今後の施設のあり方などを勘案しつつ、集約化を進め、効率的な運営に努めます。

(8) 医療施設

対象施設

中分類	施設名
医療施設	歯科診療所

①医療施設

(概況)

- 建築後 30 年を経過しており、計画期間内で更新の時期を迎えます。
- 指定管理者により管理運営されています。
- 指定管理者が定期的に点検を実施し、修繕が必要な個所は発見次第、適宜修繕を実施しています。
- 村内には類似施設がないため、今後も需要が見込まれます。



< 歯科診療所 >

(基本方針)

- ◇ 指定管理者により、実状にあった管理運営を図ります。
- ◇ 「歯科診療所」については、「生坂村公共施設個別施設計画」に基づき、予防保全型の維持管理を図ります。

(9) 行政系施設

対象施設

中分類	施設名
庁舎等	役場
その他行政系施設	小立野部詰所、下生野部詰所、日岐部詰所、上生坂部詰所、草尾部詰所、下生坂部詰所、大日向部詰所、宇留賀部詰所、水道倉庫

①庁舎等

(概況)

- 本村の行政サービスの拠点施設です。
- 建築後 50 年を経過していますが、平成 22 年度に耐震工事、大規模改修を実施しています。
- 職員が定期的に点検を実施し、修繕が必要な箇所は発見次第、適宜修繕を実施しています。



<役場>

(基本方針)

- ◇本村の行政サービスの拠点として、平常時の利用者の安全確保だけでなく、災害時の拠点としての機能確保が必要であるため、「生坂村公共施設個別施設計画」に基づき、予防保全型の維持管理を図るとともに、早急に長寿命化のための改修を検討します。

②その他行政系施設

(概況)

- その他行政系施設は、「小立野部詰所」など9施設あります。
- 多くの施設が建築後30年を経過しており、計画的に更新を進めています。
- 一部の施設は、耐震診断が未実施です。
- 消防団員が修繕の必要な箇所を発見次第、修繕を実施しています。
- 人口減少に伴い、分団の団員の定数を満たすことが困難となることが予想されます。



<上生坂部詰所>

(基本方針)

- ◇消防団員による点検、法定点検などにより、適宜必要に応じて修繕を図り、適切な維持管理に努めます。
- ◇消防団の組織の再編などに応じて、更新など、今後の施設のあり方について検討を行います。

(10) 公営住宅

対象施設

中分類	施設名
公営住宅	下生野住宅、下生野団地、大原団地、日岐団地、中村第一団地、中村第2団地、上生坂住宅、上の平住宅、中村団地、古坂厚生住宅、卒倒坂住宅、日岐宮の上団地、石原団地

①公営住宅

(概況)

- 公営住宅は、「日岐宮の上団地」など13施設あります。
- 一部の施設は、建築後30年を経過しており、計画期間内で更新の時期を迎えます。
- 「卒倒坂住宅」は、建築後57年を経過しており、老朽化が進行しています。
- 「卒倒坂住宅」、「日岐団地」など一部の施設は、耐震診断が未実施です。
- 「卒倒坂住宅」以外の公営住宅は木造の建物です。
- 若者定住促進住宅など本村の定住促進に寄与する施設です。



<日岐宮の上団地>

(基本方針)

- ◇「卒倒坂住宅」については、老朽化状況などを勘案し、今後の施設のあり方について検討を行います。
- ◇耐震診断が未実施の施設については、計画的な改修の実施により、施設の適切な維持管理に努め、安全性の確保を図ります。
- ◇定住促進に寄与する施設として、今後とも施設の適正な維持管理に努めるとともに、定住者に対する住宅の払い下げを推進します。

(11) 公園

対象施設

中分類	施設名
公園	農村公園準備休憩公園、生坂村高津屋森林公園、山清路公園、イチョウ公園、水鳥公園、スカイスポーツ公園

①公園

(概況)

- 建物を有する公園は、「スカイスポーツ公園」など6施設あります。
- 多くの建物が建築後20年を経過しており、計画期間内で大規模改修の時期を迎えます。
- 「スカイスポーツ公園」、「農村公園準備休憩公園」は、指定管理者により管理運営されています。
- 一部の施設では、シルバーセンター、地域住民により維持管理が行われています。
- 村内のイベント会場としても利用されています。



<スカイスポーツ公園>

(基本方針)

- ◇指定管理者制度を取り入れている施設については、指定管理者により、実状にあった管理運営を図ります。
- ◇「生坂村高津屋森林公園」については、「生坂村公共施設個別施設計画」に基づき、予防保全型の維持管理を実施します。
- ◇「生坂村高津屋森林公園」については、長寿命化を図るために今後10年以内に長寿命化のための改修を検討します。
- ◇今後ともシルバーセンターへの委託、地域住民の協力などにより、利用者の安全性確保や利便性向上のため適正な維持管理に努めます。
- ◇特性を生かしたイベント開催や快適な利用環境の創出等により、集客性の向上を図ります。

(12) その他

対象施設

中分類	施設名
その他	旧南小学校、大原教員住宅、上の原住宅、山清路東屋、生坂村農産物加工施設、草尾下請等共同作業施設、農作業準備休憩施設、生坂村旧浄水場、中山間地域特別農業農村対策事業大日向農産物直売所、生坂村薪ステーション、生坂村村営バス車庫、防災無線中継局、古坂部車庫、生坂村移住者田舎体験ハウス、上生坂バス停、山清路バス停、上生坂住宅

①その他

(概況)

- その他に分類される施設は、「旧南小学校」など17施設あります。
- 設置当初の目的以外で利用されている施設があります。
- 「旧南小学校」は、建築後60年を経過しており、老朽化が進行しています。
- 「生坂村農産物加工施設」、「農作業準備休憩施設」、「生坂村移住者田舎体験ハウス」は、指定管理者により管理運営されています。
- 「生坂村薪ステーション」は、シルバーセンターにより維持管理が行われています。



<旧南小学校>

(基本方針)

- ◇指定管理者制度を取り入れている施設については、指定管理者により、実状にあった管理運営を図ります。
- ◇「農作業準備休憩施設」については、「生坂村公共施設個別施設計画」に基づき、予防保全型の維持管理を図ります。
- ◇「旧南小学校」については、令和4年度に取り壊し、令和5年度に防災公園として整備する予定です。
- ◇今後ともシルバーセンターへの委託などにより、利用者の安全性確保や利便性向上のため適正な維持管理に努めます。
- ◇低未利用施設については、施設の設置目的、現在の利用状況、今後の利用見込み等を勘案し、廃止、転用、貸付など、施設の有効活用を図ります。

4.2. インフラ資産

(1) 道路(村道、農道、林道)

分類	種別	数量
道路	一級村道	7.1 km
		50,443 m ²
	二級村道	22.0 km
		95,676 m ²
	その他の村道	190.8 km
		468,455 m ²
計	219.9 km	
	614,574 m ²	
農道		9.1 km
林道		16.1 km

(基本方針)

- ◇ 予防保全型の計画的な維持管理により、安全で円滑な交通の確保と、維持管理費用の抑制・平準化に努めます。
- ◇ 「道路ストック総点検結果」等により、計画的に修繕を進めます。
- ◇ 国土交通省の「総点検実施要領(案)」に位置付けられた5年に一度の近接目視による定期点検のほかに、職員による定期的なパトロールによる点検を実施し、損傷などが確認された場合は、適宜修繕を実施します。
- ◇ シルバーセンターへの委託、地域住民の協力などにより、適正な維持管理に努めます。
- ◇ 関連計画に基づき、計画的な改修等を図ります。

(2) 橋りょう

分類	数量
橋りょう	62 橋
	5,447 m ²

(基本方針)

- ◇「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、予防保全型の計画的な維持管理により、安全で円滑な交通の確保と、維持管理費用の抑制・平準化に努めます。
- ◇「道路橋定期点検要領」に基づき、5年に1回「近接目視点検」を実施します。

(3) 簡易水道

分類	種別	数量
簡易水道	管路	49.8 km
	水道施設	33 施設
		494 m ²

(基本方針)

- ◇老朽度具合等に応じて、計画的に施設や管路の耐震化、更新等を進めます。
- ◇負担の公平性に留意しながら、事業環境に応じた適正な水道料金のあり方を検討していきます。

(4) 農業集落排水、合併浄化槽

分類	種別	数量
農業集落排水	管路	18.0 km
	農業集落排水施設	3 施設
		398 m ²
合併浄化槽		260 基

(基本方針)

- ◇老朽度具合等に応じて、計画的に施設や管路の耐震化、更新等を進めます。
- ◇負担の公平性に留意しながら、適正な利用料金のあり方を検討していきます。

5. 公共施設等マネジメントの推進体制

5. 1. 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有

(1) 全庁的な取組体制の構築

- 公共施設等マネジメントに主体的に取り組む部署が中心となり、施設所管課などの関連部署と連携し、全庁的な取組体制を構築します。
- 全庁的な調整や合意形成を行う場としての庁内検討組織を設置します。

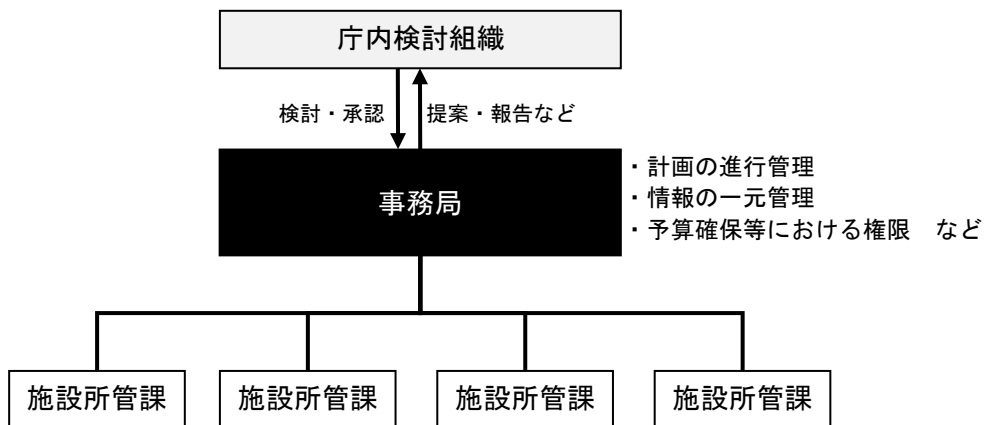


図 5-1 全庁的な取組体制のイメージ

(2) 情報の一元管理

- 施設ごとに施設所管課が把握している施設情報について、一元的に管理・共有化するために、施設情報のデータベース化を進め、施設情報を継続的に更新し、活用できる仕組みを構築します。

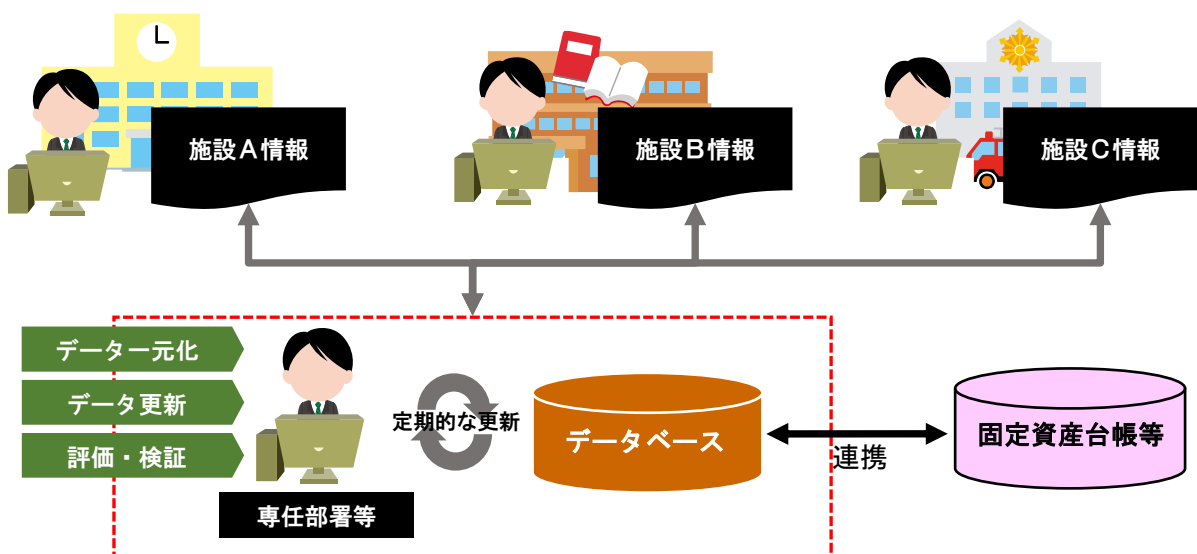


図 5-2 情報管理・共有のイメージ

5.2. フォローアップの実施方針

(1) PDCA サイクルによる計画の推進

- PDCA(計画・実施・評価・改善)サイクルにより、取組の進捗管理や改善を行い、本計画を着実に推進していきます。
- DO(実施)については、個別施設計画等の実行計画に基づく個別事業を実施し、その結果を踏まえ個別事業の見直しを検討するなどの PDCA サイクルによる公共施設等のマネジメントに取り組めます。

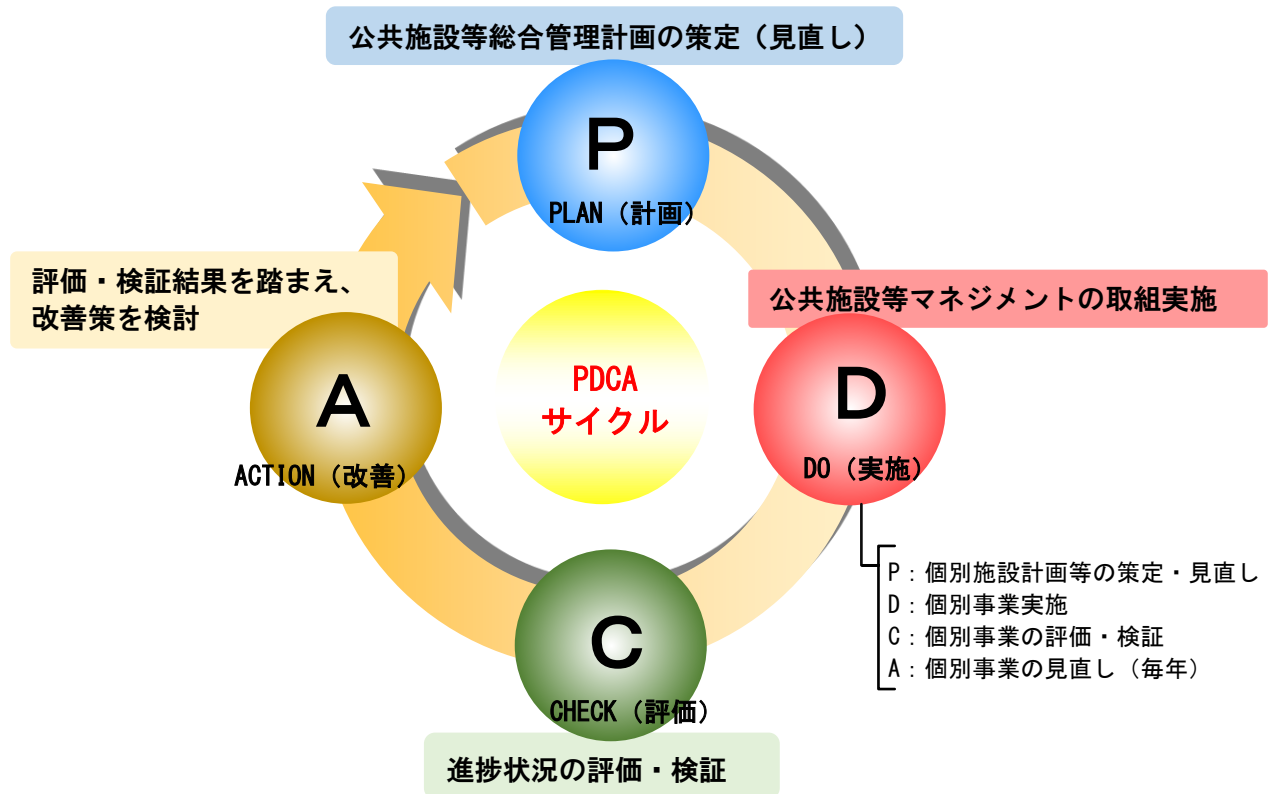


図 5-3 フォローアップの実施のイメージ

(2) 議会・住民との情報共有

- 計画を推進するためには、住民と情報や意識を共有することが重要であるため、取組状況等の議会報告、村のホームページや広報等を活用した情報公開に努めます。

資料編

1.公共施設等の将来更新等費用の試算条件

(1) 公共施設

- ◆物価変動率、落札率等は考慮しない
- ◆公共施設の更新（建替え）、大規模改修は、更新年数経過後に現在と同じ延床面積で更新する
- ◆建築後、30年で大規模改修を実施（ただし、大規模改修の実績がある施設は除く）
- ◆建築後、60年で更新（建替え）を実施
- ◆建築年度が不明の施設は、平成29年度から令和8年度までの10年間で処理（更新費を10年間で均等に振り分け）
- ◆平成28年時点で大規模改修の実施年の30年を経過している施設は、積み残しとして平成29年度から10年間で処理（ただし、大規模改修の実績がある施設は除く）
- ◆更新（建替え）費用、大規模改修費用の単価は、「公共施設等更新費用試算ソフト」の値を採用

表 公共施設の更新費用の単価

用途	大規模改修	更新（建替え）
住民文化系施設	25 万円/m ²	40 万円/m ²
社会教育系施設	25 万円/m ²	40 万円/m ²
スポーツ・レクリエーション系施設	20 万円/m ²	36 万円/m ²
産業系施設	25 万円/m ²	40 万円/m ²
学校教育系施設	17 万円/m ²	33 万円/m ²
子育て支援施設	17 万円/m ²	33 万円/m ²
保健・福祉施設	20 万円/m ²	36 万円/m ²
医療施設	25 万円/m ²	40 万円/m ²
行政系施設	25 万円/m ²	40 万円/m ²
公営住宅	17 万円/m ²	28 万円/m ²
公園	17 万円/m ²	33 万円/m ²
供給処理施設	20 万円/m ²	36 万円/m ²
その他	20 万円/m ²	36 万円/m ²

出典：公共施設等更新費用試算ソフト

(2) インフラ資産

①道路

◆更新年数

- ・15年

※舗装の耐用年数の10年と舗装の一般的な供用寿命の12～20年の年数を踏まえて、15年とする

◆更新費用

- ・全整備面積を15年で割った面積の舗装部分を、毎年度更新していくと仮定

◆更新費用単価

- ・「公共施設等更新費用試算ソフト」の単価を採用
道路(1級、2級、その他) : 4,700円/m²
自転車歩行者道 : 2,700円/m²

②橋りょう

◆耐用年数

- ・60年

◆更新費用単価

- ・「公共施設等更新費用試算ソフト」の単価を採用
448千円/m²

◆耐用年数を超えている橋りょう

- ・試算時点で更新年数を既に経過している場合 : 平成29年度から5年で処理(更新費を5年間で均等に振り分け)

③簡易水道

◆耐用年数

- ・40年

◆更新費用単価

- ・「公共施設等更新費用試算ソフト」の上水道の単価を採用

◆建設年度が不明の水道管

- ・平成29年度から令和38年度までの40年間で処理(更新費を40年間で均等に振り分け)

◆水道処理施設

- ・建築後30年で大規模改修を実施、60年で更新(建替え)
- ・「公共施設等更新費用試算ソフト」の単価を採用
更新(建替え) : 36万円/m²、大規模改修費用 : 20万円/m²

表 管路（上水道）の更新費用の単価

管種	管径	更新単価 (千円/m)	管種	管径	更新単価 (千円/m)
導水管	300mm未満	100	配水管	50mm以下	97
	300～500mm未満	114		75mm以下	97
	500～1000mm未満	161		100mm以下	97
	1000～1500mm未満	345		125mm以下	97
	1500～2000mm未満	742		150mm以下	97
	2000mm以上	923		200mm以下	100
送水管	300mm未満	100		250mm以下	103
	300～500mm未満	114		300mm以下	106
	500～1000mm未満	161		350mm以下	111
	1000～1500mm未満	345		400mm以下	116
	1500～2000mm未満	742		450mm以下	121
	2000mm以上	923		500mm以下	128
				550mm以下	128
				600mm以下	142
				700mm以下	158
				800mm以下	178
				900mm以下	199
				1000mm以下	224
				1100mm以下	250
				1200mm以下	279
				1350mm以下	628
				1500mm以下	678
				1650mm以下	738
				1800mm以下	810
				2000mm以上	923

出典：公共施設等更新費用試算ソフト 仕様書

④農業集落排水

◆耐用年数

- ・ 50 年

◆更新費用単価

- ・ 「公共施設等更新費用試算ソフト」の下水道の単価を採用
124 千円/m

◆下水処理施設

- ・ 建築後 30 年で大規模改修を実施、60 年で更新（建替え）
- ・ 「公共施設等更新費用試算ソフト」の単価を採用
更新（建替え）：36 万円/m²、大規模改修費用：20 万円/m²

⑤合併浄化槽

- ◆耐用年数
 - ・ 30 年
- ◆更新費用単価
 - ・ 村の整備実績に基づき設定
- ◆投資的経費
 - ・ 全整備費用を 30 年で割った費用

表 合併浄化槽の更新費用の単価

区分	更新単価 (千円/基)
5人槽	1,048
6人槽	1,113
7人槽	1,263
8人槽	1,359
10人槽	1,699
12人槽	1,855
15人槽	2,205
18人槽	2,556
20人槽	2,789
21人槽	2,906
25人槽	3,373
30人槽	3,948
48人槽	7,193
74人槽	12,233

生坂村公共施設等総合管理計画

発行年月 平成 29 年 3 月策定

令和 4 年 3 月改訂

発 行 生坂村

編 集 生坂村 総務課

〒399-7201 長野県東筑摩郡生坂村 5493-2

T E L : 0263-69-3111 (代表)

F A X : 0263-69-3115

E-mail : soumu@vill.ikusaka.nagano.jp